

# 「浜鴻録」の解説

## 目次

1. 緒言について
  - (1) 浜鴻録「緒言」について・・・ 3頁
  - (2) 皇国地誌編纂事業・・・ 3・4頁
  - (3) 関東大震災による資料焼失・・・ 4頁
  - (4) 皇国地誌の内容・・・ 4頁
  - (5) 「大日本国誌」第6巻常陸国・・・ 4・5頁
  
2. 古渡理平について
  - (1) 水戸士民闘争とはなにか?・・・ 5～8頁
  - (2) 古渡家はどのような立場だったのか・・・ 8・9頁
  - (3) 「戸長」とは?・・・ 9～12頁
  
3. 水戸の大火について・・・ 12～14頁
  
4. 磯浜村の沿革についての補足・・・ 14～16頁
  
5. 戸長役場について・・・ 16・17頁
  
6. 人物・・・ 17頁
  
7. 郵便局・・・ 17頁
  
8. 小学校
  - (1) 学制について・・・ 17・18頁
  - (2) 磯浜の小学校の歴史・・・ 18～20頁
  
9. 方言・・・ 20～23頁
  
10. 風の名前について
  - (1) 浜鴻録における風位名・・・ 23～26頁
  - (2) 「風以考」(柳田国男)・・・ 26～28頁
  
11. 古今和歌集の歌・・・ 28・29頁

1 2.	御講鯪について	2 9 頁
1 3.	古墳	
	(1) 日下ヶ塚	2 9・3 0 頁
	(2) 呼ばり塚	3 0・3 1 頁
	(3) 行人塚	3 1 頁
1 4.	大洗岬	3 1・3 2 頁
1 5.	涸沼川	3 2・3 3 頁
1 6.	古跡	
	(1) 子日原碑	3 3・3 4 頁
	(2) 磐船山夕照ノ碑	3 4 頁
1 7.	字地	
	(1) 小字名の変遷	3 4・3 5 頁
	(2) 小字名の特色	3 5～3 8 頁
1 8.	大洗神社	
	(1) 常陸国 2 8 社	3 8 頁
	(2) 大日本国誌常陸国編	3 9・4 0 頁
1 9.	願入寺	4 0・4 1 頁
2 0.	人口	4 2・4 3 頁
2 1.	戸籍法	
	(1) 何が問題だったのか?	4 3・4 4 頁
	(2) 明治以前の戸籍制度	4 4 頁
	(3) 明治 4 年の戸籍法	4 4・4 5 頁
	(4) 移住・移動についての規制	4 5～4 7 頁
2 2.	大洗神社境内地と地租改正	
	(1) 新治県の管轄下にあった磯浜村	4 7・4 8 頁
	(2) 社寺領の上地	4 8～5 0 頁
2 3.	町名改正	5 0・5 1 頁

## 1. 緒言について

### (1) 浜鴻録「緒言」の記事

浜鴻録の「緒言」には、次のようなことが記載されています。

- ①明治19年8月内務省地理局員が戸長役場に来て、地理課目38種について調査するよう申し出があったこと、それに先立って茨城県からも公務に支障のない限り調査に応じるよう通達があったこと
- ②公務が忙しい上に調査項目が多すぎて未着手だったが、後日になって調査様式が示されたので翌20年2月には草稿ができあがったこと
- ③その草稿を内務省職員に渡したが、その職員はそれを持って東京へ帰ってしまったこと、返戻を求めたが返されなかったこと
- ③この浜鴻録は後日の参考にとあって、残っていた端書等を集め、記憶を頼りに略記したものであること

これは何のことかと言えば、明治新政府が取り組んだ全国的な「**地誌**」編纂事業についての記述です。廃藩置県により全国統一を成し遂げた明治政府は、統一国家として、全国の歴史と地理をあらためて把握する必要がありました。「官撰地誌編纂」ということになります。

### (2) 皇国地誌編纂事業

そのようなものの先例としては、奈良時代にできた「風土記」があります。これは、奈良時代の和銅6年(713年)に、朝廷が諸国に地方の文化風土や地勢等(郡郷の名、産物、土地の肥沃の状態、地名の起源、伝えられている旧聞異事等)を国ごとに編纂・記録して提出するように命じてつくられたものです。「風土記」という正式名称があるわけではありません。「古風土記」ともいいます。

律令制度の各国別で記されたと考えられ、幾つかが写本として残されています。現存する写本は、「出雲国風土記」がほぼ完本、「常陸国風土記」・「播磨国風土記」・「肥前国風土記」・「豊後国風土記」が一部欠損していますが残っています。

明治のこの地誌編纂事業は、国が経費を負担して各府県に郡誌・村誌をつくらせ、提出させる方式で始まりましたが、府県での作成が一向に進まず、また提出されたものも不完全なものが多かったようです。このため、明治17年には、皇国地誌の編纂事業を内務省地理局が直接、一括して行う方式に変更されました。

(浜鴻録緒言に内務省地理局職員が来たとあるのは、地理局員が市町村に督促のために巡回していたことを指しています。)

その後、この事業の推進者が他へ転出したこともあり、文部省(いまの文部科学省の

前身)に移管され、さらに帝国大学(今の東京大学の前身)に移管されました。

帝国大学移管後も、事業は順調には進まず、明治26年(1893)4月10日、編輯事務を担当していた史誌編纂掛の事務が停止され、明治5年(1872)以来続けられた皇国地誌の編輯はここに中止となり、当初企図した全国の地誌は完成を見ずに終わりました。

### (3) 関東大震災による資料焼失

皇国地誌編纂事業を最後に担っていた帝国大学には、各府県から提出された資料を含めて多くの資料が残されていました。提出された郡誌・村誌は6400冊あったと記録されています。これらは帝国大学図書館に收藏されていましたが、関東大震災によりすべてが烏有と帰したと考えられていました。

しかし、その後、帝国大学図書館から東京大学史料編纂所に貸し出されていたため被災を免れた郡誌や、東京大学史料編纂所がまとめた「大日本国誌」の原本(常陸国ほか7ヶ国のも)が見出されたり、また、各府県が作成した控えや草稿が一部で復刻、出版されています。

(茨城県立図書館には、「ゆまに書房」による『大日本国誌』の翻刻版全6巻がありました。)

### (4) 皇国地誌の内容

皇国地誌は政府から編輯方法や内容項目が統一的に規定され、各府県(実際には、各郡・村)で編輯されたわけですが、「浜鴻録」にある「地理課目38種」に該当する項目は次のようなものでした。(神奈川県県立図書館作成の「近代資料#48皇国地誌」によっています。)

某国某郡某村 枝村 新田、疆域、幅員、管轄沿革、里程、地勢、地味、税地、飛地、字地、貢租、戸数、人数、牛馬、舟車、山、川、森林、原野、牧場、鉱山、湖沼、道路、堤塘、港、出崎、島、暗礁、灯明台附灯明船、滝、温泉、冷泉、公園、陵墓、社、寺、学校、町村会所、病院、電線、郵便所、製糸場、大工場、古跡、名勝、物産、民業

### (5) 「大日本国誌」第6巻常陸国

茨城県立図書館に「ゆまに書房」による翻刻版全6巻があります。「磯浜村誌」に相当する部分があるかと期待しましたが、内容は各郡・村から提出された原稿を県レベルで取りまとめた体裁をとっているものでした。

第2巻にのみ、磯浜村に関する記事がありました。それは、磯浜村戸長役場(桂町所在)、警察署(水戸警察署磯浜分署、祝町派出所)、灯台(私立)、病院(祝町駆働院)、

神社（大洗磯前神社）、寺院（大綱山願入寺）だけでした。

その他に、関係する項目としては、東茨城郡役所（水戸市所在で、東茨城郡を管轄）、水戸始審裁判所（水戸市所在で、東茨城郡も管轄）、郵便局（水戸市所在で、式等郵便局）がありました。

今は大洗町になっている旧大貫村に関する記事としては、大貫村戸長役場（上宿所在）、郵便局（大貫村に三等郵便局）、貯金預所（大貫村）、会社（大貫村の預り金を業とする栄誠会社）があり、また、成田村（当時）については、成田村外5村戸長役場（成田村字夏海所在）がありました。

なお、大洗磯前神社と大綱山願入寺については、かなり詳細な記事でしたので、「浜鴻録」における該当箇所の解説で紹介しておきました。

## 2. 古渡理平について

浜鴻録の編纂者は古渡理平という人です。この人は天保6年（1835）2月4日に磯浜で、古渡彦次衛門の長男として生まれました。13歳の時に商売を覚えるために銚田村の伯父のところに出されましたが、21歳の時に家督を継ぐために家に戻り、一途に商売（どういう商売かは記載されていません）に励みました。

註：13歳の時は、嘉永元年・1848年です。

註：21歳の時は、安政3年・1856年です。

註：銚田村は、今は銚田市となっています。

水戸藩の2度の内部抗争の際に、父親と共に村を出ました。1回目は行方郡へ3ヶ月ほど、2回目は東京へ行き、さらに駿河国、上総国と5年にわたり転々とし、父親が亡くなったのを機に帰村しました。

商売を再開し、後には「村吏」となっています。そして、村吏を務めた間に関係した事を記述・編纂したのが「浜鴻録」です。

註：「村吏」とは、この人の場合は「戸長」だと思いますが、後程詳しくご説明いたします。

### （1）水戸士民闘争とはなにか？

元治元年8月と明治元年3月の2回、水戸藩の内部抗争の際に他所に避難しています。いずれも父・彦次衛門と一緒にでした。

1回目は、「元治之甲子八月 水戸士民闘争ノ為 父ト共ニ難ヲ避ケ 本県行方郡五丁田村ニ潜居 全年十一月鎮定帰宅ス」とあります。「元治之甲子八月」は元治元年（1

864) 8月で、この時は行方郡五丁田村に移り、11月に抗争が鎮定されたので帰村したとあります。

註:「五丁田村」は「五町田村」と表記するものもあります。五丁田村→行方村→麻生町と変遷し、今は行方市の一部になっています。

2回目は、「明治元戊辰三月 水戸士民再闘争 父ト共ニ脱走ス 東京ニアリテ 翌巳年二月京阪ニ赴り不果」とあります。「明治元戊辰三月」は1868年3月で、この時は東京に行き、さらに京阪地方に向かいましたが、途中の駿河国大谷村に8ヶ月滞在し、その後上総国山辺郡大網宿に戻り、借家住まいをしていました。結局京阪方面へ行くという当初の計画は果たせませんでした。

明治4年(1871)8月に父親が病死した後、同じ山辺郡の今泉村に移り、そして明治6年1月に帰村しました。

註:「明治元年戊辰」は、明治元年を干支(十干十二支)では「戊辰」(つちのえ たつ)であり、「戊辰戦争」のように「ぼしん」と読まれることもあります。

註:「翌巳年」とは、翌年の明治2年は「己巳」(つちのと み)ですのでこのように表記したものです。

註:駿河国大谷村は、静岡県有度郡大谷村→静岡市と変遷し、今は岡市駿河区の一部になっています。

上総山辺郡大網宿は、大網町となり、今は大網白里市の一部になっています。

今泉村は北今泉村か南今泉村のどちらかでしょうが、いずれも今泉村→白里村→白里町と変遷し、今は大網白里市の一部となっています。

では、出村の原因となっている「水戸士民闘争」、「水戸士民再闘争」とは何かです。江戸末期の水戸藩の状況を覗いてみます。

#### ① 元治元年(1864)の「水戸士民闘争」

そもそもの水戸藩内の内部抗争は、9代藩主・斉昭の時代に始まります。とかく理念に走りがちな斉昭に適宜ブレーキをかけつつ、他の同僚と役割を分担し、かつ、保守派とも調整を図り、藩内をまとめていく役割を務めたのがあの傑物・藤田東湖でした。

しかし、東湖が安政の大地震に倒れた後、激派(竹田耕雲斎)、鎮派(榊原新左エ門)、諸生党(市川三左衛門)に分裂した藩内を、各派の壁を克服して全体をまとめる力量をもったリーダーがいませんでした。

元治元年(1864)3月に、藤田東湖の子・小四郎をリーダーに、水戸藩士中の激派が尊王攘夷を大義として筑波山に挙兵したのが「天狗党の乱」です。徳川御三家

としての水戸藩の立場を守り、これに対立したのが保守派（門閥系）と藩校弘道館の学生（「諸生派」と呼ばれ、大方は上士の子弟）から成る「諸生党」でした。

幕府の追討が厳しさを増す中、筑波山を撤退した天狗党が水戸城へ入ろうとした際に、城中の諸生党がこれを拒み、幕府軍と共に天狗党を攻撃しました。並行して藩内の天狗党親派や家族を投獄するなど厳重な監視の下に置きました。

天狗党は、幕府が諸藩に追討を命じたことにより次第に追いつめられ、窮地に陥りました。天狗党リーダーの藤田小四郎らの主張は、先君斉昭の「攘夷」路線を貫徹することにありました。

そこで、斉昭の子で当時京都にいた一橋慶喜を通じて朝廷に尊王攘夷の志を伝えようと京都へと落ちのびたのですが、その慶喜が天狗党の追討を指揮していたことを知って、最早これまでと同年12月20日に降伏しました。

幕府追討軍総括の田沼玄番頭意尊（げんばのかみおきたか）の指揮の下、352名の斬首という過酷な断罪となり、他には遠島137名、人足187名は追放、農民130名は水戸藩渡しとなりました。

天狗党が降伏し、翌慶応元年（1866）1月に処刑されたとの情報が水戸に伝わると、水戸藩では市川三左衛門ら諸生党が中心となって天狗党の家族らをことごとく処刑しました。

## ② 明治元年（1868年）3月の「水戸士民再闘争」

慶応2年（1866）8月徳川慶喜が第15代将軍に就任しましたが、翌慶応3年には慶喜が大政奉還を奏請し、12月には王政復古の大号令が下されました。慶応4年1月鳥羽伏見において幕府軍が大敗し、4月には江戸城が無血開城となり、徳川幕府は完全に終焉となりました。

水戸藩主徳川慶篤に率いられた尊攘派志士が、皇室の守衛や徳川慶喜（水戸家から一橋家に入った人で、藩主慶篤の弟）の補佐にあたり、慶篤が江戸に引き揚げた後も、慶喜の警護にあたっていました。彼らは京都の本圀寺に駐屯していましたので、「本圀寺党」と呼ばれました。

本圀寺党は、今は旧幕府派の立場になった諸生党討伐の勅許を得て江戸に帰り、先ず江戸藩邸から諸生党を駆逐してしまいます。さらに、本圀寺党は3月下旬に水戸へ向かいました。

本圀寺党が水戸に向かっているとの情報に対して中間派が反応し、本圀寺党迎撃の

ため諸生党が出払っている隙をついて水戸城を占拠したため、諸生党は帰るところを失い、仕方なく一旦会津方面へ退き、さらに越後各地で転戦する羽目となりました。

諸政党の退出を待って、藩庁は諸生党に敵対して幽閉されていた者を解放し、逆に諸生党員の家禄を召し上げてお家断絶としました。3月26日には、本圀寺党が入城して、水戸に留まっていた諸生党の者や協力者を死罪や投獄するなど粛清を始めました。

## (2) 古渡家はどのような立場だったのか？

そこで疑問なのですが、水戸藩内の闘争と古渡家とがどういう関係になるのかが分かりません。

まず、古渡理平家が務めた「村吏」とは磯浜村の「庄屋」だったのではないかと推察できるのです。次のように考えました。

浜鴻録には、古渡理平は21歳の時に家督を継ぎ、一途に商売に精を出したとありますので、父親の商売（どんな商売なのか不明ですが…）を継いだものと考えられます。

他方、父・彦次衛門は、明治4年に亡くなった時点で「村吏勤務三拾四ヶ年」とありますので、理平が家業を継いだ時には既に19年間も村吏をしていたこととなります。ということは、家業との兼務だったこととなります。（父親が死亡した明治4年の34年前は天保8年・1837年ですので、 $1856 - 1837 = 19$ ということです）

また、理平も明治6年1月に帰宅し、4月に開店しています。そして同年10月には「村吏トナリ」しました。この時36歳（ $1871 - 1835 = 36$ ）ですから、これも家業との兼務だったと思われる。

（ちなみに、理平は「予ハ全年村吏トナリ 継続スルアリテ茲十四年」とありますので、この記事は明治18年に書かれたこととなります。）

父親彦次衛門も理平も、家業の商売の傍ら村の用務をもこなしていたということになりそうです。（同じ「村吏」ですから職務は同じようなものと推定しています。）

「大洗地方史」（江原忠昭）p86に、磯浜村西福寺の文政3年（1820）の総代名簿に「古渡弥エ門」「古渡彦兵衛」の名がありますので、古渡一族はかなりの有力者だったのではないかと推定できます。

また、「大洗町史」p348に、安政3年（1856）と5年に「磯浜の庄屋古渡栄次郎」の名があったことが記されています（出典は「茨城県那珂湊市郷土資料集成」）。

「郷土大観」や「三浜志」には、「爾来（天保の頃）、関根氏、古渡氏 交々庄屋ヲ勤ム」とあり、さらに「明治6年古渡理平氏戸長トナリ」とあります。



古渡弥エ門・彦兵衛・栄次郎等と古渡彦次衛門・理平の家とは、具体的にどういう繋がりがかまでは不明ですが、庄屋を務めることのできる磯浜の有力筋である「古渡一門」に属していたことは確かなようです。

それにしても、そんな階層の磯浜村民と水戸藩内の内部抗争がどう関係していたのか不明です。

天狗党が水戸城に入城できず、磯浜を経て那珂湊に向かい、ために磯浜・大貫が戦場と化したのが元治元年9月17日です。理平親子が脱村したのは8月とありますが、その時点では磯浜が戦場となることを予想できたでしょうか、疑問に思えます。

ましてや、明治元年の2回目の内部抗争で再び戦場になることを恐れ、逃げ出したというのもあり得ないことです。従って、「難を避けて」というのは当たらないと思えます。

「郷土大観」と「三浜志」には、「古渡理平 郷土タリシガ天狗（三浜志は「攘夷党」）ニ属セザルタメ 市川勢ト看ナサレ」とあります。江戸時代の「郷土」とは、武士の身分のまま農業に従事した者や、武士の待遇を受けていた農民を指しました。

水戸藩では、旧領主佐竹氏の転封後も領地に残った旧臣、厳しい藩財政に献金して登用された献金郷土、尊王や藩のために奔走した義民を賞するために許可した郷土など複雑でした。古渡理平がどういった郷土だったのか分かりませんが、内部闘争の際には旗幟を鮮明にしなければならなかったのかもかもしれません。

（「大洗町史」p384に、玉造村郷校に屯集した尊攘派の資金調達に、古渡栄次郎外2名で30両を拠出した（強要された？）とあります（出典は「茨城県那珂湊市郷土資料集成」）が…。）

### （3）「戸長」とは？

さて話は変わりますが、古渡理平は「戸長」となり、戸籍法改正後の戸籍の編製、地誌作成作業、地租改正に伴う検地・測量・土地評価などに関わったこと、しかも現場に深く関わったからこそという記述内容があります。

戸長（こちょう）が歴史上登場するのは、明治4年に制定された「戸籍法」によつてです。そもそも「戸長」とは、「戸」籍を作成する「長」という意味だったのです。

戸籍法は、戸籍を作成するための作業単位として「区」を設定しました。（以下の説明の便宜上、「戸籍区」と定義しておきます。）

戸籍区は、「四五丁モシクハ七八村」を「組合」わせることと規定しました。（「丁」は都市分における昔の「町」を指しています。）この当時の村はごく狭い広さしかありませんでしたので、7、8村といっても大した広さはありませんでした。

そして、各戸籍区に戸長・副戸長を置き、その機能を「戸籍作成」と規定しました。戸長は必ず正副を置くことを義務付けたわけではありませんし、逆に複数置いてもよく、また従来の名主等を任命してもよいと、地方の実情に応じて決めることができる幅のある規定をしていました。というか、十分に地方事情を掌握出来ていなかったのも、キメキメにすることができなかつたのでしょう。

戸籍法は戸籍編製のためだけに「戸籍区」を設けたのですが、アバウトな基底の仕方・内容でしたので、地方ごとに理解の仕方、取り組み方に大分違いが出ました。戸籍区を行政区に位置付けて、戸籍区の戸長に、区内全般の行政事務を担わせた県があり、結構多かつたようです。

以上のような結果、旧来の村役人は村役人として存在し、村の行政を担っているのですから、戸籍法上の戸長・副戸長との間に権限の競合が生まれてしまいました。

太政官は、戸長と名主との職務が重複する部分があるということで、翌明治5年4月9日に太政官第117号により次のとおり江戸時代以来の名主制度を廃止して、名主を戸長と改称することを布告しました。

「一 庄屋名主年寄等都テ相廃止、戸長副戸長ト改称シ是迄取扱来リ候事務ハ勿論、土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様可致事（以下略）」

庄屋・名主を廃止して、戸長・副戸長と改称して、これまで取り扱っていた事務は勿論、土地人民に関係する事項のすべてを管掌することにしたのです。前年の戸籍法で設置した戸長とのかかわりについてはなにも規定していません。

この結果、「戸籍区の長としての戸長」と「旧来の名主が改称した村役人としての戸長」という2つのタイプの「戸長」が存在することになってしまいます。

明治5年10月10日に大蔵省第146号により、庄屋名主を廃止する布告を出したけれども、区を総括する者がいないと事務に差支えがあるという地方の意見もあるので、次のように、区長・副区長を設置しても「不苦」（苦しからず）と、あいまいな言葉でこれを認めました。

「庄屋名主年寄等改称ノ儀ニ付当四月中御布告ノ趣モ有之候処、右ニ付テハ一区総括ノ者無之事務差支ノ次第モ有之哉ニ付、各地方土地ノ便宜ニ寄り一区ニ区長一人、小区ニ副区長等差置候儀ハ不苦候（以下略）」

区域の規模や名称や吏員の役名は府県の自由裁量に任された形ですので、地域によっ

てさまざまになりました。一番多かったのは、数ヶ村規模を「小区」、数小区規模あるいは昔の郡規模を「大区」とし、大区に区長を、小区に戸長を、町村に用掛を置くスタイルでした。

区長や戸長は、府知事・県令の指揮下に行政吏員として布達の徹底、戸籍整備、租税徴収、小学校設置、就学奨励、徴兵督励など、国家政策の遂行を末端で担う存在になったのです。

この当時磯浜村が所属していた旧新治県では、5大区、51小区に分けられ、磯浜村は新治県第3大区第10小区に属することになりました。旧水戸県では、明治5年2月には21の大区と130の小区に分け、小区ごとに戸長1名、副戸長2名を置きました。

また、明治8年5月に新治県が茨城県に合併されましたので、茨城県は全面的に大区小区の再編成を行い、12大区、133小区にまとめました。その結果、磯浜村と大貫村は新しい第1大区第13小区となりました。

戸長・副戸長には旧来の村役人（名主、組頭など）が任命される場合が多かったようです。（「茨城県史近代現代編」）

水戸県では、明治6年2月の布達で、これまで戸籍調製にあたった戸長、副戸長、旧来の村役人である庄屋（名主）、組頭などを廃止し、新たに小区に区長1名、村に戸長、副戸長1名ずつを配置することにしました。また、区長は、村内を5戸～10戸からなる「伍組」に組織して、伍長を選任しました。

明治6年茨城県布達「三長所務綱目伍長心得書」において、区長、戸長、伍長の所掌業務とその関係を示しました。伍長が第一線の実務、戸長は伍長に指示・取り纏め・監督、区長がすべてを統括というような関係にありました。

古渡理平は明治6年1月に帰村し、4月に商売を再開しています。そして同年10月には「村吏トナリ」しました。また、浜鴻録の編纂時点で「予ハ全年村吏トナリ 継続スルアリテ茲十四年」とあります。

この時はまだ磯浜村は新治県の管轄です。新治県の状況が分かりませんので、何とも言えませんが、おそらく水戸県と同じように、村に戸長を置いたものと考えられます。とすれば古渡理平は磯浜村の「戸長」に就いたものと推定していいのではないかと思います。「郷土大観」にも「三浜志」にも、「明治6年古渡理平氏戸長トナリ」とあります。

明治11年（1878）7月22日、太政官第17号布告で郡区町村編制法、同第18号で府県会規則、同19号地方税規則のいわゆる「地方三新法」を公布しました。

郡区町村編制法の施行によって 大区小区制は廃止され、都市部では区を設け、農村部では郡を復活させました。郡内では村が地方行政の最小単位として法律上の制度とな

りました（第1条 地方ヲ画シテ府県ノ下郡区町村トス）。

すなわち、従来、「郡」は単に数か町村の区域をまとめて表すだけのものに過ぎませんでした。初めて、府県と町村の間にたつ中間「行政組織」となり、郡に官選の郡長が置かれ（「第5条 毎郡ニ郡長各一員ヲ置キ（以下略）」）、町村の監督を行うことになりました。

町・村については、一つの行政区画というだけでなく、独立した自治団体としての性格も認められました。

明治13年の太政官布告で郡区町村編制法に、「第6条 毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク」と追加されました。町・村の長である「戸長」には、行政事務の担当者であると同時に、町・村の理事者としての地位が与えられたのです。

古渡理平は引き続き磯浜村の「戸長」の地位にあり、今の村長に相当するものだったと考えられます。

### 3. 水戸の大火について

浜鴻録の緒言に「右局員ハ19年12月30日水戸市大火アリテ旅舎類焼セリ」とあります。この「局員」とは、内務省地理局に雇として勤めていた三田寺達氏のことであり、古渡理平は三田寺氏が以前に「茨城県庁奉職」の時から懇意にしていたと記されています。その人が止宿していた水戸上市泉町の旅館が、明治19年の水戸上市の大火で類焼したというものです。

浜鴻録にあるとおりで、明治19年（1886）12月30日、水戸市の「上市」といわれる地域が大火に襲われました。「水戸市史下（一）」には、当時の「読売新聞」の記事を引用して、次のようにあります。被害は焼失戸数1800余戸、損害金は230万円に及び、この大火で上市に集中していた諸官公署や学校・会社が甚大な被害を受けたとあります。

「30日午後2時頃、水戸裡信頼寺町より出火し、泉町、五軒町、荒木町、藤坂町、龍岡町、西町、仲町、鉄砲町、大坂町、備前町等水戸上市8分通焼失」

「裡信頼寺町」は、藩政初期の正保2年（1645）から天和元年（1681）にかけて、この地にあった「信願寺」の裏通りにあたることから、元禄3年（1690）に裡信願寺町と名付けられました。昭和42年5月に廃止となり、今は泉町3丁目と大工町1丁目となっています。

水戸市立図書館ホームページのデジタルアーカイブにある「水戸市平面図昭和9年」

で確認しますと、裡信願寺町からその北側の藤坂町、東の五軒町、荒木町、鉄砲町、西町、仲町と東方向へと燃え広がり、裡信願寺町から（今の50号線の）南側の泉町に飛んだ火はその南の備前町、鷹匠町、大阪町へと燃え広がったものと推察できます。

三田寺氏は上市大火の後、「同市奈良屋町橋本方へ引移り、事務所ヲ設ケ」とあります。この「奈良屋町」は、同様に「水戸市平面図昭和9年」で見ますと、今の東照宮と水戸協同病院（当時は常盤病院）の間にある細長い地域（中央郵便局前から桜川の堤防まで）の旧町名で、昭和51年1月に廃止になり、今は宮町1～3丁目、南町1丁目、桜川1丁目となっています。

参考までにですが、水戸市はその2年前にも大火に見舞われていました。この時は「下市」といわれる地域でした。「水戸市史下（一）」には、「大津忠順当用手控」から次のように引用してあり、「茨城県警察史」によると、焼失戸数1200余戸、損害金115万円であったとあります。

「午後2時過七軒町菓種商笹島宅ヨリ出火。折節大南風烈敷類焼 一丁目二丁目不残、鼠町・轟町・江戸町・竹隈町・横竹隈共、三軒町・一ノ町・二ノ町・三ノ町・川崎町・荒神町・馬場河岸通り・河岸元御蔵共、門前町・惣メ町数貳拾ヶ町・士族町不残、戸数町家共800戸余。6時過鎮火。七軒町ヨリ二丁目迄土蔵18戸崩落ル。死人兩人。前代未聞之大火也。」

被災地域は、今の地名で言いますと、本町、柳町、柵町、東台、城東の一带にあたります。現在の水戸市役所などがある駅南地区は、この当時はすべて水田が広がる田園地帯でしたので、火災とは無縁でした。

水戸藩初代藩主・徳川頼房は水戸城の大規模な拡張を行うとともに、城の南の低湿地を埋め立てて新たに下町を造成しました。城のある台地部を上町、低地を下町と称しました。

水戸市街地を東西に貫通する今の50号線の北側（大工町、泉町、五軒町、金町、大町、三の丸）が上町に当たり、武家地が多く、その中の町人地が集まる地帯は上市と呼ばれました。下町は本町、柳町、柵町、東台、城東の一带で、武家地は現在の常磐線北側の城東であり、町人地は下市とも呼ばれ、現在の本町一帯でした。

町人地は職業によって集住し、材木商が集まった木町をはじめ、大工町・鍛冶町・紺屋町・塩町などがあり、職業が町名の由来でした。（「城下町水戸の変遷」茨城大学教育学部・小野寺淳教授執筆←茨城大学図書館HP）

火災後、当時の茨城県知事は、この大火を契機としてとらえ、水戸城の堀を埋め立て、

土堤を掘崩して道路を拡大、復興官公署を配置するなど、街区を整備し近代的な都市づくりを行いました。一方、没落し貧窮にあえぐ旧・武士階級が住んでいた住宅地の復興は容易ではなかったようです。

#### 4. 磯浜村の沿革についての補足

磯浜村の沿革についての浜鴻録の記載は断片的ですので、全体像が分かり易いように補足説明をしておきたいと思えます。なお、この「大洗町アーカイブ」の「大洗町の歴史」に詳細な経過が説明してありますので、そちらも併せてご覧ください。

平安時代の879年に完成した「日本文徳天皇実録」に、斉衡3年（856）12月に、常陸国司から「鹿島郡大洗磯前に神が新たに天から降りて来られた」旨の奏上があったことが記されてあります。（浜鴻録の「鹿島郡ト云」はここに根拠がある記述です。）

また、平安時代中期に作られた「和妙類聚抄」は、今日の国語辞典や漢和辞典、百科事典の要素を含んだ書籍ですが、常陸国鹿島郡内の項に「郷」の名前を列記しており、その中に「宮田」郷とあります。

そして、徳川光圀（黄門さま）の命令で作られ始め、明治時代になって完成した「新編常陸国誌」には、その宮田郷は今（江戸時代）の磯浜村であり、村民の多くが漁業を生業としていて、付近は磯が多いので元禄時代に宮田から磯浜に名前を変えた、と記載されてあります。

浜鴻録に「古老ノ曰、常陸国鹿島郡白鳥荘徳宿郷宮田村ト」とあります。これについては、「大洗地方史」に、鎌倉時代には「白鳥郷」（今は鉾田市になっている旧・大洋村の一部）を中心に荘園（白鳥荘）が築かれましたが、宮田郷か徳宿郷宮田村かは不明確であるとあります。

浜鴻録に「延宝年間ニハ茨城郡宮田村トアリ」とあります。「大洗地方史」によりますと、太閤検地（文禄の検地）により「庄保郷」という中世的な地域区分の仕方が「国郡村」という近世的な単位に変わり、白鳥荘徳宿郷宮田村（或いは白鳥荘宮田郷）は新たに「茨城郡宮田村」となった、とあります。「郷土大観」には、「文禄検地ノ後、茨城郡ニ属シ」とあります。

そして、浜鴻録に「何レノ時ナルヤ又鹿島郡磯浜村トナリ」とありますが、「新編常陸国誌」に元禄時代に宮田から磯浜に名前を変えた、「郷土大観」には「延宝7年春磯浜ト改ム」と記載されています。

「御維新前旧水戸領ノ節、驛場人足トシテ東茨城郡長岡駅ニ相当ノ人夫ヲ寄せセラル

ルアリ」とあります。確かに、水戸街道（江戸の千住宿と水戸をつなぐ30里の道路）の江戸からの道中の最後の宿場が「長岡宿」でした。本陣や脇本陣もありましたから、本格的な宿場でした。おそらく大貫村や磯浜村にも宿場人足などを出す義務が課されていたのでしょう。

（「東茨城郡長岡駅」とありますが、東茨城郡は明治11年に茨城郡が東西に分割されたときにできたのですから、ここでは「茨城郡長岡駅」とすべきです。）

「御維新後ハ鹿島郡ナルヲ以新治県所轄トナル」とありますが、これには次のような経緯があります。

明治元年（1868）、「政体書」を布告し、「府藩県三治の制」（徳川幕府の直轄地・天領・旗本領に「府」と「県」を設置し、旧来の藩はそのまま「藩」として、地方の行政組織とした制度改革をいいます。）を定めました。このとき、磯浜村は「水戸藩」の管轄でした。また、茨城県内の幕府領と旗本領は新政府直轄地となり、これを管轄する「常陸県」が設置されました。

明治2年（1869）2月に、常陸県が若森県と改められ、この時に磯浜村はどういう理由からか若森県に移っています。（大貫村は明治4年）（「大洗地方史」）

同年6月、「版籍奉還」（藩が「版」図＝領地、「戸」籍＝領民を天皇に返還したこと）が行われましたが、藩主はそのまま「知藩事」に任命されました。

明治4年11月に、大小様々であった県の規模を一定の範囲に揃えるために、県の統廃合がおこなわれ302あったものが72県となりました。若森県は廃止され、新たに「新治県」が設けられ、磯浜村も大貫村も新治県の管轄するところとなりました。

これが「御維新後ハ鹿島郡ナルヲ以新治県所轄トナル」という浜鴻録の記述になるわけです。

明治5年には、郡村制が廃止され、大区小区制が導入されました。数ヶ町村規模を「小区」、数小区規模を「大区」とし、大区に区長、小区に戸長を置き、戸籍・徴税・小学校設置・就学奨励・徴兵督促などの国家施策の末端を担わせることになりました。

磯浜村と大貫村は共に新治県の「第3大区第10小区」でした。

明治8年5月に、千葉県、茨城県、新治県の管轄地が複雑に入り組んでいて、行政推進さまたげの問題が生じていたのを解消するために、新治県を廃止して、鹿島郡など新治県域の6郡が茨城県に移されました。

このとき、鹿島郡磯浜村は大貫村茨城県に移り、「第1大区第13小区」に含まれることになりました。

浜鴻録に、「御維新後ハ鹿島郡ナルヲ以新治県所轄トナル。明治5年第三大区小十区トナリ、後ニ区改正アリ、第一大区十三小区トナリ 明治8年5月10日新治県廃止トナリ、茨城県ニ合シタリ」とか、「新治県廃止以降茨城県ニ合併シ、同県ノ管轄タリ」とあるのは、以上の経過を簡略に説明したものです。

明治11年7月、太政官布告により「郡区町村編成法」が制定され、明治5年以来の大区小区制を廃止して、府県の下に「郡・区」「町・村」を設置することになりました。ここに地方行政の基礎的単位としての町村が生まれたわけです。

磯浜村も「磯浜村」となり、同年12月に茨城郡の区域が広すぎるために何かと不便ということで東西に分割されましたが、その際に従来の鹿島郡から東茨城郡に編入されました。郡役所は水戸上市に置かれました。

「浜鴻録」の所々に、「常陸国東茨城郡磯浜村」とあるのは、明治18～19年の頃の姿を反映しているわけです。

なお、「浜鴻録」を離れますが、その後、磯浜村は明治22年（1889）4月1日、町村制施行を機に単独で「磯浜町」となり、昭和29年11月3日には、大貫町と合併して「大洗町」が誕生しました。

## 5. 戸長役場

浜鴻録に、明治19年8月5日内務省地理局吏員が、「本邨戸長役場ニ来リテ被申出タリ」とあり、上記「1. 緒言について」に記述した皇国地誌編纂のための調査依頼の件で、内務省吏員が磯浜村の「戸長役場」に来訪したとあります。

また、磯浜村の沿革の項に、「明治8年5月10日新治県廃止トナリ、茨城県ニ合シタリ。戸長役場ハ依然トシテ換ル事ナシ」と、戸長役場の項に、「所在 常陸国東茨城郡磯浜村字桂町」「所轄町村 常陸国東茨城郡磯浜村一円」の記述もあります。

まず「戸長」についてですが、既に「2 古渡理平について」の「(4) 戸長とは？」で詳細を説明してあります。簡単におさらいしますと、

- ① 戸長（こちょう）が歴史上登場するのは、明治4年に制定された「戸籍法」によっけてです。そもそも「戸長」とは、「戸」籍を作成する「長」という意味だったのです。
- ② 戸籍法は、戸籍を作成するための作業単位として「戸籍区」を設定し、各戸籍区に戸長・副戸長を置き、その機能を「戸籍作成」と規定しました。
- ③ 明治5年に旧来の郡・町・村の行政区分を廃して大区小区制を導入し、大区に区



長、小区に戸長・副戸長を設置することとして、戸長・副戸長は戸籍の管理のみならず、明治政府による行政政策の実施にあたるようになりました。

- ④ 明治11年の「郡区町村編制法」の施行によって 大区小区制が廃止され、都市部では区を設け、農村部では郡を復活されました。郡内では「村」が地方行政の最小単位として法律上の制度となりました。各町村に民選の戸長を選出することとなりました。

庄屋・名主・年寄・組頭など旧来の村役人もそうでしたが、この頃においてもほとんどが戸長の私宅に於いてその事務を執っていました。

磯浜村では、「郷土大観」に明治11年に「戸長ヲ一人オキ 磯浜村戸長役場ト称ス」とあり、また、「大洗地方史」には「明治12年戸長役場ができ」とあります。「役場」のイメージは、役場庁舎があつて多くの役場吏員が事務を執っているというものですが、この記述では公費負担による独立の事務所が設けられたのかどうかは分かりません。

明治17年には戸長の知事官選制となり、それと時を同じくして、戸長の私宅を戸長役場にするには行政の私物化に通じるとして禁じられ、原則として役場は新築もしくは学校や寺院などの公共性の高い施設や第三者の私宅などを借り上げて役場とすることになりました。

## 6. 人物

浜鴻録には、「人物」の項に、「本村字宮田ト云所ニ常陸長者ト云テ豪家アリ。姓ヲ宮田、名ヲ将監」という人物が住んでいたが、その経歴などについては何も伝えられておらず、今は「将監様」という小森が残っているだけである、と記述されています。

「大洗歴史散歩」には、「磯浜八景」の一つ、「将監の落雁」の説明文の中に、「今では、区画整理で五反田の準工業地帯の中になりましたが、昔常陸長者といわれた宮田将監の屋敷あとがありました。」とあり、続けて、「三浜志」(泉彦九郎著 明治34年発行)の「今圃中に小森あり、俗に将監様と称す。古松三株、大榎一株、椿三株あり」を引用して、紹介しています。

「大洗歴史散歩」は、続けて、「以前は周囲は一面の田園で、五反田地区と和銅地区で約35町歩の美田が広がっていました。この将監様からの青田の景、黄稲の眺、刈田の帰雁など実に素晴らしいものでした。」とあります。

## 7. 郵便局

浜鴻録には郵便局の項目はあり、所在、等級、設置年月を記載する様式となっていま

すが、何も記載されてありません。

「1－(5)大日本国誌」で記載した「大日本国誌第6巻常陸国」の翻刻版第2巻の郵便局の項に、「弍等 東茨城郡水戸上市」とありました。すなわち磯浜村は、東茨城郡水戸上市にある等級が弍等の郵便局の管轄区域だったことがわかります。

ちなみに大貫村には三等郵便局がありました。

「郷土大観」には、大貫郵便局は、その後の明治23年12月9日に、磯浜村に移転し「磯浜郵便局」と名称を改めた、とあります。

## 8. 小学校

### (1) 学制

「必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス 人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ体認シ其愛育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ス学ニ従事セシメサルヘカラサルモノナリ 高上ノ学ニ至テハ其人ノ材能ニ任カスト雖トモ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タルヘキ事」

(必ず村に学ばない家が一軒もなく、家には学ばない人が一人もいないようにしようとするのである。人の父兄である者は、よくこの趣旨を認識し、その子弟を慈しみ育てる情を厚くし、その子弟を必ず学校に通わせるようにしなければならないのである。高度の学問に至っては、その人の才能に任せるといっても、幼い子弟は男女の別なく、小学校に学ばせないのは、その父兄の手落ちになること。)

これは「学事奨励関スル被仰出書」(いわゆる「学制序文」で、明治5年8月2日太政官布告第214号)で有名な文章です。

明治新政府は、西欧諸国をモデルとして国家の近代化を早急に図るべく、「文明開化」や「殖産興業」政策を推し進めましたが、同時にこれを実効あらしめるための国民一般の教育も重視していました。

近代的な学校制度をつくるに当たっての「教育宣言」ともいべきものが「学事奨励関スル被仰出書」だったわけです。

「学事奨励関スル被仰出書」は明治5年8月2日太政官布告第214号の序文であり、本体は日本最初の近代的学校制度を定めた教育法令となっています。「大中小学区ノ事」「学校ノ事」「教員ノ事」「生徒及試業ノ事」「海外留学生規則ノ事」「学費ノ事」の6項目について規定しています。全国を学区に分け、それぞれに大学校・中学校・小学校を設置することを計画し、身分・性別に区別なく国民皆学を目指したものです。

「小学校区」は人口600人を基準とし、全国を53,760の小学区に分け、ここに小学校一校を設置することとし、下等小学（4年）、上等小学（4年）を基本としました。

## （2）磯浜村の小学校の歴史

磯浜村は大貫村と同一小学区とされ、明治7年4月28日に官立「大洗小学校」が、新町の元役場下に新築開校しました。同時に、祝町に大洗小学校分校が開設されました。

「大洗小学校」という名称が付けられたということは、この頃には、祝町、磯浜、大貫を包括する地名として「大洗」が承認されていたということになるのでしょうか。

「祝町物語」によると、祝町においてはそれ以前から願入寺内に岩船学舎と称する寺子屋塾があり、町の儒学者、僧侶などによって読み・書き・そろばんなどの教えを受けていたとありますので、こうした伝統を踏まえた祝町の人々の働きかけがあったようです。

ちなみに、旧夏海村では、明治7年12月に「夏海学舎」、「松川学舎」が設けられ、明治10年7月にそれぞれ夏海小学校、松川小学校となっています。

明治9年に大洗小学校から大貫小学校が分離し、西光院を仮校舎として開校しました。明治10年には大洗小学校は大洗小学校南校、祝町分校は分離独立して大洗小学校北校と名称変更しました。

明治19年4月に「小学校令」が公布され、小学校は尋常小学校（修業年限4年）と高等小学校（修業年限4年）の2段階とし、尋常小学校修了までの4年間に義務教育期間と決めました。

小学校に必要な経費は授業料と寄付金で賄い、不足する分は村費から補填するものでしたので、村費節減のためということで南北の大洗小学校が統合され官立「磯浜尋常小学校」となり、明治22年に「町村制」が施行されると磯浜町立磯浜小学校となりました。そして明治26年2月に高等科を設置し、磯浜尋常高等小学校と改めました。（平成24年3月閉校記念誌「磯浜」を参照しました。）

浜鴻録には、「学校」の項に、「大洗南小学校」と「大洗北小学校」として記述されています。生徒数は両校合せて約450名（大洗南小の男子の数が読めないので「約」としました。）とし、この時点での学齢人口（尋常6～9才、高等10～13才）を、浜鴻録の「人口」の項にある5歳以上人口と10歳以上人口（それぞれから、その5分の1を減じた数とします）の合計人口として、就学率を概算しますと約3割7分となります。

全国の就学率は明治18年で49.6%（「学制100年史」文部科学省）でしたから、1割ほど低い就学率だったことになります。当時はまだ庶民にとって学校教育はほとんど必要がないものと考えられ、就学の奨励は困難な仕事であったようです。

## 9. 方言

（漁業の街・大洗には「漁」に結び付いた天候や波、風に関する独特の方言があるのではないかと思い、磯浜方言・茨城方言について詳細に勉強しました。その結果を、この「大洗アーカイブ」→「文化・寺社」→「大洗の方言」に記載してありますので、是非ご覧ください。）

浜鴻録には、「方言」の項に、たくさんの磯浜の方言を載せています。「天時」、「地理」「家居」「人倫」「人品」「身体」「物品」「衣服」「飲食」「動物」「植物」「人事」「言語」に分類して列挙しています。

「ユウベ」（昨夕）「アシタ」（明日）、「ウライタ」（天井）「セッチン」（厠・便所）「ガキ」（小児）、「ヲアシ」（銭）などその多くは、当時は全国的に、日常使われていた庶民言葉なのではないか、と思われま

ここでは、「方言の地図帳」によって、全国的にみてユニークな茨城県・磯浜の方言をご紹介します。

### （1）「方言の地図帳」

「方言の地図帳」という本が講談社学術文庫にあります。この本は、国立国語研究所編「日本言語地図」の略図から、174の言葉についてそれを表す方言の全国的な分布状況をまとめたものです。

元になった「日本言語地図」は、国立国語研究所のホームページで見ることができます。トップ画面から、刊行物→国語研刊行物→日本言語地図の手順で開き、その頁の中程にある「地図画像」欄にある『「日本言語地図」地図画像』をクリックします。第1集から第6集までの中から、知りたい言葉の載っている地図を探し出します。

国語研究所の調査は、昭和32年から39年までの8ヶ年にわたって全国的な行われたものです。被調査者は、調査時点で概ね54～70歳の2,400名で、最北端は北海道稚内市、最南端は沖縄八重山諸島の波照間島にまでに及びました。被調査者の氏名が明らかにされており、大洗町の人を対象になっていませんでした。

調査員が面接調査をしたもので、質問は285項目でした。カタツムリの絵を見せて、「これを何と言いますか。からを背負ってのろのろはって歩きます。夏、ことに雨のころ多く見掛けます。」とか、スリバチの絵を見せて「この鉢のことを何と言いますか。ごまや、みそをすりつぶすのに使います。」といったやり方で、その土地の方言を聞き出し、その結果を日本地図の上に落とし込んだのが、「日本言語地図」です。

「浜鴻録」に載っている方言で、「方言の地図帳」にも掲載されている方言のうち、茨城県が他に無い特異な方言を使っているケースを抽出してみました。

## (2) まな板

浜鴻録の「方言」の項目中に、「サイバン」という方言があり、「マナイタヲ云」と説明されています。食材を乗せて切り刻むために用いられる板、すなわち「まな板」には、「真菜板」、「真魚板」、「俎板」などのいろいろな文字が当てられています。

日本料理の世界では、調理場のことを「板場」、料理人のことを「板前」と呼んでいますが、まな板が日本料理の世界の中心にあり、きわめて重要な存在であることを示しています。

これに対して、テレビで家庭料理番組を見ていると、ヨーロッパの人々は野菜を手にとって、調理用のナイフで皮をむき、切り分け、直接調理器具内に落とし込んでいる様子をしばしば見ます。あるブログに、「私がナイフだけで食材を切っているのに感心するのと逆に、フランス人たちは、日本人がトントントンとまな板で野菜を切るのが面白く見えるようです。」という記事がありました。(肉を切るときには小さな板を使うようですが……。)

「まな板の鯉」や「俎上へのせる」など「まな板」に関する様々な格言があるように、日本人にとっては一番身近な調理用具だったのでしょう。

同様に日本人にとって最も身近な食材に魚貝があり、古くから魚のことを「な」と呼んでいました。しかし、野菜や木の実、キノコ類に比べて、魚は海辺近くの人以外には手に入りにくい貴重な食材でした。そのため、「本当の」とか「優れた」といった意味がある接頭語である「真」を付して「まな」「真魚」と呼んでいました。それを切る時に使う板を「まないた」と言うわけです。

また「真菜板」と表記することもあります。また、「菜(な)」には「葉や茎、根を食用にする草の総称」すなわち野菜という意味と、酒や飯の副食物、すなわち「おかず」という意味の二通りがあります。

「真菜板」というときの「真菜」は、本来は「中心的な副食物」の意味ですが、これ

が転じて「おかず」一般を調理する時に使う板という意味で使われています。

さらに、「俎板」と書くこともあります。この漢字「俎」の扁（へん）は肉を表し、旁（つくり）の且は祭りの時に肉を乗せる台を意味しています。古代中国の祭器の一つ、すなわち生贄（いけにえ）の肉をのせる脚付きの台・供物台（くもつだい）を意味するものです。それが転じて、肉や魚を料理する台という意味に広がったものです。

前置きが長くなりましたが、「方言の地図帳」によりますと、「まな板」を表す語には「マナイタ」と「キリバン」（切板？）が全国に広い分布域をもっているとあり、マナイタは全国に広く、キリバンは宮城、福島、静岡、山梨、岐阜、中国地方、九州に特化しています。

これに加えて「サイバン」（「菜板」ということなのでしょうか？）が、北東北（青森、岩手、秋田）、茨城、能登において使われ、茨城県の特異性が目立ちます。

### （3）播粉木（すりこぎ）

浜鴻録の「方言」の項目中に、「ウラマワシ」があり、それは「播粉木ヲ云」とあります。

この「播粉木」に関する言い回し（方言）の分布を、「方言の地図帳」によって（国語研の地図では第163図）全国的に見渡すと、東日本はスリコギ、西日本はレンジ・レンジ類がまとまった分布を示しています。

茨城・栃木・福島には「スリコギボー」が「スリコギ」と同じくらいの頻度の分布を示しており、他地域にない特徴です。また、「ウラマワシ」は全国で茨城県内の1地点だけという特別な方言のようです。

「播粉木」が「播鉢」の中をぐるぐる回る様子、あるいはぐるぐる回しながら使うものであるという特徴から生じたものなのかもしれませんが、「マワシギ」「マシギリ」「マシゲ」といった「マワシ」系の言い回しが青森・秋田の日本海側に分布しています。茨城独特の「ウラマワシ」と、「マワシ」部分が同じですが、無関係なのか、何か交流があったのか、調べてみるのも面白いかもしれませ。

さらに「播鉢」についてみると、全国的には「スリバチ」が圧倒的な分布を示していますが、茨城県だけに「シノハチ」という言い回しがみられます。何故、この分野で茨城県は独特なのか不思議です。

### （4）かたつむり

浜鴻録に「マイボロボロ」があり、「蝸牛ヲ云」と説明があります。このかたつむりについての言い回し（方言）には、ナメクジ系、ツブリ系、カタツムリ系、マイマイ系、

デテムシ系の5類に分けられるようですが、その分布状況は複雑です。

「方言の地図帳」によって（国語研の地図では第236～238図）全国的に巨視的に見渡すと、「デンデンムシ」系が近畿を中心としてまとまった分布をしており、「マイマイ」系は、近畿を取り巻くように、西日本では鳥取・兵庫・岡山・広島・福岡にみられ、東では愛知・静岡、京浜に分布しています。「カタツムリ」系はさらにその外縁の地方である四国、山口・大分、北陸、甲信越、東北に分布し、「ナメクジ」系は九州、山陰、栃木・茨城・福島、青森などに分布しています。

「方言圏論」という考え方があります。「蝸牛」を例にしますと、近畿「デンデンムシ」系があり、その東西両側に「マイマイ」系が、さらにその東西の外縁部に「カタツムリ」系が、またさらに外縁部に「ナメクジ」系が分布しています。

これは、蝸牛を表す語が、ナメクジ→カタツムリ→マイマイ→デンデンムシの順に京都で生まれ、そこから水の波紋のように周辺に広がっていった結果であると解釈する説です。

確かにそのようにみえます。ところが、蝸牛を「マイボロ」と表現するのは、不思議なことに茨城県だけなのです。千葉県など京浜地区に「マイマイツブロ」が分布していますので、その簡略形かもしれません。どちらも「マイマイ」系なのかと思われます。

## 10. 風の名前

日本は季節風帯に位置していますので、四季を通じて様々な特徴の風が吹きます。「風の国」と呼ばれるほど、風に馴染みの深い国です。そして、風は日本人の生活・文化など様々な面に大きな影響を与えています。

人々は吹く風を季節や風向き、強さなどその性質で区別し、その土地土地で特有の色々な名前をつけてきました。「春一番」、「木枯らし」、「野分」などは季節の風、「海風」、「陸風」、「浦風」、「凧（おろし）」などは地形と関係する風、「微風」、「弱風」、「強風」、「暴風」、「台風」は風の強度を表す言葉です。

「東風吹かば匂い起こせよ梅の花…」と歌に詠まれた風もあります。「雁渡し」は雁が渡ってくる頃の初秋から仲秋の頃に吹く北風のことですが、何となく優雅な趣すら感じます。

ある一定の限られたごく狭い地方でしか知られていない呼び名もありますが、大部分のものはかなり広い地域において知られ、ものによっては日本全土において知られているものもあります。

## (1) 浜鴻録における風位名

浜鴻録の「方言」の項に、明治19年の頃に磯浜村で使われていた言葉が数多く採録されています。天文地理、衣食住、動植物名など多岐にわたっていますし、今日ではタブーになっている言葉も含まれています。

ここで注目したいのは、漁村であった磯浜村における風位に関する言葉です。イナサ、コチ、マカタ、ナラへ、ハマソイ、オキゲが掲載されています。

これらは「方言」と分類されているのですが、今日でも実は全国的に使用されており、極言すれば「(漁) 業界用語」的なものと言えます。ただし、その意味する風の方位が地方によって色々であることに注意する必要があります。

浜鴻録では、それぞれに次のように意味・内容が示されており、いずれも風の「方向」を表す言葉です。

イナサ・・異風ヲ云

(「異」は「たつみ」と読み、南東の方角を言います。参考図にあるように「辰」と「巳」との境目になります。「辰巳(たつ・み)」すなわち「異」となります。)

コチ・・・東風ヲ云

マカタ・・北風ヲ云

ナラへ・・乾風ヲ云

(「乾」は「いぬい」と読み、北西の方角を言います。方位図にあるように「戌」と「亥」の境目になります。)

ハマソイ・坤風ヲ云

(「坤」は「こん」と読み、南西の方角を言います。参考図にあるように「未」と「申」の境目になります。)

オキゲ・・艮風ヲ云

(「艮」は「こん」と読み、北東の方角を言います。参考図にあるように「丑」と「寅」の境目になります。)



### <方位図>



東西南北・北東南東北西南西という8方向のうち6方向の風の呼び名がありますが、その吹く季節は書かれていません。

また、「東風」と「北風」があるのに、なぜか「南」と「西」の風の呼び名がありません。

風の名前というのは、「みなみかぜ」「にしかぜ」といったように、方角に「かぜ」を付ければ十分なはずですが、それなのにわざわざ特別な名前を付けるということは、その風が何か特別な

意味を持っていることを暗示しています。漁業の街磯浜村では、漁をできる風かどうか最大の関心事だったはずですから、その観点からは「南風」や「西風」は陸からの風になりますので、あまり特別な思いを抱かなかったということなのでしょう。

今は埋め立てて港になってしまったのではっきりしませんが、昔の大洗岬から南の磯浜海岸、大貫海岸にかけては、着物の袖のように湾曲していたので、「袖ヶ浦」と呼ばれていました（「大洗散歩」）。方向的には大貫海岸から大洗岬へと南西から北東方向に斜めの海岸線になっており、陸には大洗台地が海岸線と並行しています。

「ハマソイ」は「浜浴い」であるとすれば、南の陸地から吹く暖かい風は台地と海岸線に沿って南西の風、すなわち「坤」の風になります。逆に、冬に北から吹く風は、那珂川河口方向から大洗岬より北の大洗海岸に沿って吹き込むため、磯浜海岸では北東の風となって沖から吹く道理です。「オキゲ」は「沖外」とすれば、「艮」の風でピッタリです。では「マカタ」・北風はどうなるのか？ということになりますが、…。

（以上の部分は筆者の個人的な思い付きに過ぎません。）

「イナサ」は関東地方で用いられる風の名で、南東から吹いてくる強風のことです。磯浜村では沖からもろに吹いてくることになります。どこの土地でも、海難を起こす風として恐れられ、「イナサ」が吹くと漁師は船を出しません。

「ふるさと文庫」（筑波書林）の「磯節のはなし 下」に「磯節の歌詞について」（大久保景明）という論考がありますが、その中に「舟の戻りのなぜ遅かろう 丁度東南風

のおくり風」(いなさの送り風なのに、どうして帰りがこんなに遅いのか、何かあったのかしら?)という歌詞が紹介されています。「東南風」は「イナサ」と読んでいます。

ちなみに、磯節には無数の歌詞が付けられていますが、その多くは「お座敷歌」で、この歌詞もその一つです。漁師は「帰る」は「ひっくり返る」につながるので用いず、「戻る」は拠所無い事情で早戻りするときとか、漁が無くて空舟で戻るときなどに使うだけだそうです。じゃあ何て言うのかは書いてありませんでしたが、いずれにしてもこれらの用語からして漁師が唄う歌詞ではないということのようです。

「ナライ・ナラエ」という風の呼び名については、冬に吹く北寄りの風で、主に関東地方や東日本の太平洋沿岸地域で使われるものです。「並ぶ」が語源とされ、山並みと並行して同じ方向に吹いてくる風という意味だと言われます。従って、地形によって風の向きが異なりますので、東北では西寄りの風、東京では北西の風を指します。

同じ冬の季節風でも近畿地方以西では「あなじ」、日本海側の富山県以北では「たまかぜ」といいます。茨城県では北東風を「筑波ならい」、北風を「北ならい」というとする記事もありました。この風のと看、海上は比較的静穏で漁師や舟人には喜ばれていると記すものもありました。

「コチ」は先に引用した菅原道真の歌にもありますように春を告げる「東風」として知られています。春の東風が一般的ですが、夏にも使うようです。しかし、東風でも主に東北地方の太平洋側で、春から夏に吹く冷たく湿った東よりの風は「ヤマセ」と呼ばれ、日照不足と低温による水稻の冷害を招く風として恐れられています。

「マカタ」は浜鴻録では北風を言うがありますが、北西の風をそう呼ぶ地方もあるようです。

## (2)「風以考」(柳田国男)

民俗学者の柳田国男の論考に「風位考」があり、ちくま文庫の「柳田国男全集20」で読めます(但し、今は絶版になっています)。

「ヤマセ」、「ナライ・ナラエ」、「イナサ・エナサ」、「アイノカゼ」、「ダシ」、「ハエ」などの風の呼び名について、風向、語源、そして使用される地域などを調べ、土地土地による異動を論じています。

例えば、「ハエ」という語は西日本で古くから広く使われており、「南風」と書きます

(一例ですが、沖縄県に「南風原町」があり、「はえばるちょう」と読みます。)

南風と言っても、吹く季節に応じた次のような変化形が沢山あります。いずれも穏やかな風で、船乗りには良いとされる順風です。

- ・「正南風 (まはえ)」は真南から吹いてくる風
- ・「南東風 (はえごち)」は南東の風(「はえ (南風)」と「こち (東風)」がつながったため、「こち」が濁音化したのでしょう)
- ・「南西風 (はえにし)」は西からの風
- ・「黒南風 (くろはえ)」は梅雨入りの頃、どんよりと曇った日に吹く南風
- ・「白南風 (しろはえ・しらはえ)」は梅雨明けの頃、南から吹く風

「風位孝」では、日本列島において広く使われている風位の名称を集め、比較検討しつつ、同じ風位名なのに風向が違うのはどうしてなのか、その原因を民俗学的に説明しようと努めています。筆者なりに摘まみ食的に、要点を整理しますと、以下のようになるかと思います。

#### (ア) 風位方言が数多い理由

農民は季節の大きな変化に関心はあっても、今日明日吹く風にはあまり関心を示さない。しかし、漁師にとってはその日の風向きが生き死にの大問題であったし、殊に帆を操る船方は精密に風の風位と性質とを心得ている必要があった。

例えば、東西に延びる海岸と南北に延びる海岸では、同じ南風でも出船入船に対する影響は異なる道理である。前者の海岸では、船出には向かい風となり、入船には送り風となり、難易がおおいに異なる。後者の海岸では横風になるので、目的の漁場への航路の選択に影響する。

さらに同じ南風でも、季節によって若干の風向の差異があり、さらに強弱が違い、持続する時間も違うであろう。漁業の場合には、これらをひっくるめて「南風」といって済ませられる問題ではない。

先に示したように「ハエ」でも、季節は風向によって幾つかの言葉を使い分けているのである。特に漁業者にあっては、少なくとも好い風と悪い風は出漁の安全と危難にかかわるので、名を分けて使い分ける必要があったのである。

これが漁村において風位を表す言葉が多数ある一つの理由である。

#### (イ) 風位方言が表す風位が様々である理由

鮮魚が流通するようになったのはそんなに古いことではなく、それ以前は漁獲のほとんどは干鰯や鰯粕のような肥料や魚油に加工されて流通していた。また季節ごとに農村や他の漁村からの出稼人が漁夫として働いていた。こうしたモノの流通、ヒトの行き来を通じて、風に関する業界用語も他の地域に伝わっていったことは十分に考えられる。

その場合、言葉だけが独り歩きして伝わり、例えば「イナサ」であれば、元々の発祥地で台風の子節に南東から吹いてくる強風を表すものだったのが、季節や風向という意味内容は脱落して、その土地の最も嫌われる風にあてはめられた、というような事象はあっただろうと考えられるのである。

「ヤマセ」にも同じようなことが考えられる。「ヤマセ」はもともとは山並みを越えて直角に吹き下ろす風を指す言葉であった。「山並み（山背）を越えて吹き下ろす」という説があり、或いは「セ」は「風」の古語であり、「山風」であるという説もあるが、いずれにしても「山」からの風という特徴をとらえた言葉である。だから、同じ「ヤマセ」という名前を使っている場合でも、地域ごとに風向が異なっていて当然なのである。

「ヤマセ」が嫌われ、恐れられたのは米の冷害をもたらすからであり、元々は農業地帯で生まれた言葉かと思われる。それが太平洋沿岸に伝わり、今日知られているように、北海道や東北地方で初夏に吹く冷害をもたらす冷たい北東または東の風を指す言葉になったのである。山とは無関係になってしまっている。

（筆者の註：浜鴻録に「ヤマセ」は載っていないのは、そのような初夏の冷たい風は漁にはあまり関係しないので、磯浜村においては使われていないからなのであろう。）

## 1 1. 古今和歌集の歌

方言中「言語」の項に、「ソコ」という方言が載せられ、その意味は「彼處ト云」とあり、その後、「古今和歌集旋頭歌ニ 打渡ス ヲチ方人ニ 物申スワレ ソレソコニ 白クサケルハ 何ノ花ソモ」とあります。

また、「ウラライフ」については、その意味は「彼方ヨリイハントスル事ヲ此方ヨリ云」（あちらから言う事を、こちらより言う）とあり、その後、「古今和歌集第十四恋歌ノ四ニ 斯コヒシモノトハ我モ思ニキ 心ノウラゾマサシケル」とあり、これまた古今和歌集に収載された和歌を紹介しています。

前者は「彼方に見渡す遠くのお方にちょっとお尋ね申したい、そこの所に白く咲いているのは、何の花なのですか？」ということです。「旋頭歌」とは、5 7 7を2回繰り返した6句からなり、頭句にめぐる、即ち繰り返すうたう歌という意味で旋頭歌と呼ばれます。

後者は「このように激しく恋焦がれるだろうとは、実のところ私も最初から思っていたよ。心中秘かに占った結果に誤りは無かったのだ。」という意味で、「ウラ」が、占いのウラと、心の裏（＝心中）のウラとの掛詞になっているようです。

（現代文訳は、小学館の日本古典文学全集 11 「古今和歌集」によっています。）

古今和歌集の歌をここに載せた意図が不明です。特に「ウラライフ」については、ピントが外れているように思われます。

## 12. 御講鯪

「漁場」の項に、「主産 鯪 鯉 雑魚」とあります。鯪は今日では「鰯」の字が使われますが、磯浜村の時代には鮮魚としてではなく、天日乾燥させて「干鰯」（ほしか）とし、大方は肥料として売られました。また鯪を搾って魚油をつくりました。

「物産」の項に、魚油が1,045樽（1樽は4斗入りで、鏡開きに使われる「菰樽」の大きさ）、乾魚が3,500駄（1駄は36貫目で、1貫目は3.75kgなので472,500kg＝472トン）、鰯油を搾った後の鰯粕が27,170俵（1俵約10貫目で、1貫目は3.75kgなので、110,062kg＝110トン）とあります。

一昔前の磯浜町では、其処此処で鯪を天日に干しているのが日常的な光景でした。鯪・鰯は潮流の関係から沖合遙かを回遊するようになってしまいましたので、今の大洗町ではシラス漁が主となっています。

鯪もこの当時はたくさん獲れ、鯉節や生節が主産物となっていました。鰯同様に今ではまったく漁獲対象になっていません。

鯪は漁獲時期により、花見鯪（3月）、入梅鯪（5月）と呼ばれ、11月の鯪は「御講鯪」と呼ばれました。浄土真宗の寺院で、宗祖親鸞聖人の厚恩に謝するために開かれる法要を「報恩講」といいます。真宗の宗派によって11月（親鸞聖人の命日を旧暦のまま）または1月（新暦に換算）に行われます。

ここから11月に獲れる鯪を「御講鯪」と呼んだものと思われます。

## 13. 古墳

浜鴻録は、古墳の項に、「日下ヶ塚」、「呼ばり塚」、「行人塚」について記述しています。いずれも所在、坪数、形状、雑項（簡単な説明）という内容です。

### (1) 日下ヶ塚

「日下ヶ塚」については、「古書ハ勿論古伝ナク」ではあるけれど、「然レトモ由緒アルモノナラン」という程度で、この当時はまだ何も分かっていなかったのでしょう。この「大洗町・アーカイブ」の「磯浜古墳群」の中でご紹介してありますので、詳細はそちらをご覧くださいと思います。

ごく掻い摘んで申し上げますと、5世紀初頭の頃の古墳で、昭和24年に國學院大學の大場教授らによって調査が行われ、はじめて重要な古墳であることが分かりました。全長96mの茨城県内では屈指の規模の前方後円墳であること、埋葬施設(粘土槨)が非常に大きいこと、(装飾品、武器などの)滑石製模造品がたくさん副葬されていること、の3点において考古学会では著名な存在で、「鏡塚」古墳が学会での名称です。

## (2) 呼ばり塚

浜鴻録には、「所在 字呼ハリ塚」とありますが、今の住所では五反田になります。ここで涸沼河が大きく蛇行しており、対岸は水戸市の川又町です。「大洗歴史漫歩」(大久保景明著)には、ここは「栗原河岸」と呼ばれ、「一文舟渡」と呼ばれる渡し舟の便があったとあります。

浜鴻録では「古墳」の項に記述されていますが、涸沼川の河岸に大きく突き出た岩礁のことで、「織姫塚」との別名があります。

「大洗歴史漫歩」には、「大洗町の涸沼川沿岸「栗原河岸」と、旧・「一文舟渡」の中間に第三期層の大きな岩石があつて、川岸に突出しています。古くから織姫塚又は呼ばわり塚と云われています。涸沼川と那珂川が合流する所で、大変川底が深くて、昔からここにもぐった人は、二度と出られないと云い伝えられています。」とあります。

これらからすると、「古墳」ではなく、岩礁ということになりそうです。

浜鴻録には、「古老曰ク 陸川ニカカル處ニシテ 漁船ノ人夫ヲ喚シ所ナリト 或ハ云 回漕碇泊船涸沼川ニアルモノヲ 抱女ノ呼シ所トモ云リ」とあり、「大洗地方史」(江原忠昭著)によれば、元禄年間頃に網繰漁(あぐりりょう)のための浜村民に不足を生ずると、ここに来て法螺貝を吹き、旗を振って対岸の「川又」村民の援助を頼んだので、「呼ばり塚」と言われたとの記載があります。「三浜志」にも同旨の記述があります。

「この川の深みには百ひろ(尋)もある長いワカメと九の穴をもった九穴アワビとがいて、ここに入った人はワカメに巻かれ、アワビに吸い付かれて殺されてしまうのだそうです。昔々、まだ若かりし頃の水戸黄門さまがやって来て、退治してくれようと、抜身の刀を口にくわえてこの深みに飛び込みました。水底には機織りをしている美しい姫がいて、高貴なお方の来る所ではないので早々に立ち返るよう強く言い渡されました。

地上に戻った黄門さまは、水底の姫を憐れんでこの大きな岩礁を「織姫塚」と名付けました」という伝説が「大洗歴史散歩」に紹介されています。

### (3) 行人塚

行人塚は、平成28年11月に新しくできた「きらめき通り」（鹿島臨海鉄道大洗駅の前から大洗港地区を結ぶ道路）の中間くらいの場所にありました。（なお、「きらめき通り」については、「アクセス・町内交通」において詳しく説明してあります。）

この路線区域内には、髭釜遺跡と行人塚古墳が埋蔵されていることが知られていましたので、事業者である茨城県（茨城県教育財団）により発掘調査が行われました。道路敷きにあるため、現状保存は困難であると判断され、記録保存にとどまりました。

調査の結果、円墳と推定される古墳1基が確認され、出土した埴輪から6世紀前半に築かれたものと推定されました。大洗町の磯浜古墳群は4～5世紀の古墳であり、6世紀代の古墳ははじめてです

しかし、後世には塚として利用されたようで、墳丘や周辺部が削られており、周溝や埋葬施設などは確認できませんでしたので、その規模（墳径）は分かっていません。「器材埴輪」の一部も確認できました。茨城県内では器材埴輪の出土例が少ないため、貴重な資料です。当時は、様々な埴輪が墳丘に並べられていたと推測できます。

浜鴻録には「行人塚」として、「行者此塚ニ棲メリト云ノミ 其理由詳ナラス」という程度しか記述されていません。「三浜志」にも、「坪数二畝十一歩アリ四面畑地ノ中ニ在リ古松七八株現存ス相伝フ行者ノ住ミシ址ナリ」とある程度です。

「行人」を「ぎょうにん」と読む場合は、托鉢をしながら全国を修行・遊行している僧を指すのが普通です。山伏を指すこともありますし、修験者といって断食や山岳回峰などの荒行をする僧を指す場合もあります。

そして「行人塚（ぎょうにんづか）」は、そういう行人を葬った「供養塚」の場合と、山伏などの行者がそこにこもって飲食を断ち、生きながらにして仏になった（「入定」といいます）と伝えられている「入定塚」の場合があります。

入定塚については民話として伝承されている例もありますが、大洗町の行人塚には特段の伝承は無いようです。

## 14. 大洗岬

浜鴻録の「崎岬」の項に、大洗岬とあり、「巽ノ方ニ突出シテ 東北ノ暴風ノ為悪浪ヲ防禦ス」および「本村人家稠密ノ海岸 大洗岬ノ為ニ波缺サシ」とあります。

地図で「大洗岬」を探しますと、大洗海岸にある白灯台の建つ磯からはじまる湾曲した浜（「平太郎浜」）を大洗岬と表示しています。現地で見ますと、大洗港の東防波堤へと続く高い津波防波堤が築かれおり、その裾にわずかに張り付いている狭い海岸があるだけであり、陸の先端部が海に突き出した地形を「岬」と言いますが、そのイメージとは大分異なります。



「古地図コレクション」というサイトを見付けました。「伊能大図彩色図」の中の「伊能図一覧」にある「57 常陸那珂湊」に載せられた地図を部分的に拡大すると、磯浜村の大洗山の下に海に突き出た大きな陸地が描かれています。これなら堂々と「大洗岬」と言え、確かに東北の暴風による悪浪から磯浜村の街並を守ってくれたと思えます。

伊能図は実地に測量して作成されたものですから、今日の地図に比べれば精度は劣るものの、当時の地形を忠実に描写したものです。（ちなみに同図で見ますと、那珂川河口は現在の形と異なり、砂嘴・「沖ノ洲」が湊の方へと伸びて河口を塞いでいる形になっており、江戸時代の記録と一致しています。）

江戸時代以降に磯浜漁港や大洗港の築造に伴う地形変更の結果、現在のような狭小な「岬」に変わったのかと思われます。

## 15. 涸沼川

浜鴻録は、涸沼川については、「河渠」という項目においてごく簡単にしか記述していません。また、涸沼は項目だけで空欄のままです。

涸沼川については、水源は西茨城郡山谷（今の城里町）で、「広浦末流ニシテ 本村ノ境界ヲ繞リテ 那珂川ニ合流シ海ニ入」り、その延長は約3.3 km（三拾町貳拾間）、川幅は平均して約100 m（55間）、深さは平均して約1.2 m（4尺）とあります。

その名の由来は、浜鴻録には「同郡ニ涸沼ノ弁天ト云アリテ 以名クルヤ」とあります。確かに今でも、茨城町の涸沼の湖畔にある「網掛公園」の一角に「弁天様」を祀ってありますので、そのことを言っているのかと思われます。しかし、「涸沼」から流出しているので「涸沼川」というのであり、「涸沼」そのものの名称の由来を知りたいところです。（詳細は「大洗町アーカイブ」の表紙ページの下の方にある「涸沼」をクリックしてご覧ください）

涸沼に流入する本流を「上涸沼川」と言い、涸沼から那珂川に合流するまでを「涸沼



川」と言っていますが、「下瀬沼川」という言い方もあります。その水源を「西茨城郡」とあり変だなと思いましたが、上瀬沼川は旧・七会村に発し、当時七会村は西茨城郡に属していましたので、正しい記述です。

平成17年2月に、七会村は東茨城郡の常北町、桂村と合併して城里町になり、東茨城郡になり、岩瀬町が真壁町と大和村と合併して桜川市となり、最後に岩間町と友部町が笠間市と合併したことにより、西茨城郡は消滅しました。

「物産」として、「鯿 マルタ 鰻 カト 鯉 鰯 蜆多シ」とあります。「鯿」はハゼ、「鰯」はボラ、「蜆」はシジミのことです。「マルタ」は「マルタウグイ」のことかと思われまゝ。地方によって異なりますが、「ウグイ」と言えば知っている方が多いと思います。この魚は産卵のために汽水の河川にも遡上してくるので、汽水の瀬沼川でたくさん獲れたのでしょうか。

また、「カト」とありますが、「カト」は「糲」（かて）から来た言葉で、「まぜる、ごちゃまぜにする」が原義で、さらには「量を増やすために混ぜ物をした飯」となり、転じて、「飯にまぜて炊き込む魚」となり、地方によってサンマ、ニシン、カツオ、サッパなどを指すことがあるようです。

或いは、東北地方ではニシンをカドと呼んだようです。産卵のために押し寄せてきたニシンを門口（かどぐち）で手掴みで獲れることからカドと呼ぶようになったという説や、ニシンの口先が角張っていることに由来するという説もあり、その「カド」を「カト」と書いたのかもしれませんが。（「カドの子」が転訛したのが「数の子」ということになります。）

瀬沼も瀬沼川も汽水域ですので、海水魚も淡水魚も生息しており、ハゼ、ボラ、ウナギ、フナ、シラウオ、ワカサギ、スズキ、クロダイ、カタクチイワシなどが獲れます。瀬沼のニシンは南限のニシンであり、かつてはかなりの漁獲があったのですが、急速に減少してしまいました。

ということで、浜鴻録の「カト」はニシンのことと考えていいのではないかと思います。

## 16. 古跡

浜鴻録の「古跡」の項には、「子日原碑」と「磐船山夕照ノ碑」が記述されています。

### (1) 子日原碑

浜鴻録には「子ノ日ノ原ノ碑ハ 当国ノ名産黒磁石ニシテ 旧水戸領主九代目贈大納言源齊昭卿ノ建設スル所ニシテ 自筆ノ和歌を彫刻ス 方面六尺許」とあります。

刻まれた和歌は「萬代遠満都に契天氣婦古曾八 子日能半良耳引連幾爾个禮」（よろず世を松と契りて 今日こそは 子の日の原に 引かれ来にけり）です。（実物を見てもそうとは読めませんでした。）

この碑は大洗ゴルフ倶楽部の入口（「茨城県立こどもの城」の角、料亭「山口楼」の斜向かい）にあります。（詳しくは「いろいろな碑」の中の「歌碑・詩碑・句碑」に紹介しておきました。）

「子の日原」は、太平洋を眼下に望める景勝の地であり、今は大洗ゴルフ倶楽部の一部に取り込まれてしまっています。徳川幕府の初期には既に植林され、松林になっていました。代々の水戸藩主が訪れていますが、なかでも9代藩主斉昭公（烈公）がこの地がお好みだったようです。

子の日原の風光を愛で、御代の永久に続くことを松に契ってこの歌を詠んだものとあれています。

## （2）磐船山夕照ノ碑

磐船夕照の碑は、大洗町の祝町にあります。「願入寺」の門前を通り過ぎ、「簡保の宿大洗」の前で左折して進むと、願入寺の背後になり、涸沼川方向へ下ります。涸沼川が那珂川に合流する崖上にあります。

浜鴻録にも「那珂川ノ深淵ニ臨ミ 樹木繁茂ノ中ニアリ」とある通りで、今も周囲は樹木が鬱蒼と繁り、水戸方面に沈む夕日は見えるのだろうかと思わされます。

「水戸領主贈大納言源齊昭卿（烈公）在世中 水戸八景ノ設ケアリ 磐船夕照ハ其一ナリ 自筆ナリトス書体隸書」とある通り、自筆の書が刻まれた大きな石がでんと座っています。

有名な磯節の中にも「浪にうつろう岩船山の 景色浮き立つ夕日影」と歌われています。

ちなみに、「水戸八景ト称呼スルハ 廣浦秋月 磐船夕照 水門帰帆 青柳夜雨 村松晴嵐 山寺晚鐘 太田落雁 仙湖暮雪」とあります。

## 17. 字地

浜鴻録はかなりのページを使って字名を列記しています。「地誌」を企図して編纂したので、当然と言えば当然のことです。

### （1）小字名の変遷

「大洗町史」を編纂したときの資料をもとに作られた「大洗町史付属資料」の一冊と

して「大洗町の小字名」があります。浜鴻録に掲載されている小字名と比較した表を作ってみてみました。「浜鴻録」にある小字名は明治19年（1886年で、今から133年前）のものであり、「大洗史付属資料」は昭和55年（1980年）に作成されていますので、約100年の間があります。

この間に、消えた小字名よりも新たに生まれた小字名が圧倒的に多いことが分かります。増えた理由は、新開地に小字名がついたということなのか、小字内の人口が増えた結果分割したのか等その経緯については、小字名が表示された古い地図があれば検証できるかもしれませんが、いまのところできていません。

大洗町の現在の住居表示を調べたところ、旧磯浜村の地内は「磯浜町」、「磯道」、「五反田」、「東光台」「和銅」の5つの町名で区分されています。郵便番号もこれと同じで、磯浜町の「311-1301」にはじまり、磯道（同一1302）、東光台（同一1303）、和銅（同一1304）、五反田（同一1306）となっています。（311-1305は港中央で、ここは新しくできた土地ですので、除外しました。）

現在、住居表示に使われている「和銅」、「五反田」、「磯道」はどれも新しくできた住宅地です。「和銅」も「五反田」も昔はいずれも湿地帯だったそうで、その後埋め立てや区画整理が行われた後に、新たに現在の地名が付けられたということです。

## （2） 小字名の特徴

小字名をみていると、その土地の姿を反映していることに気がきます。その土地の地形を表現したもの、その土地の利用状況を表現したもの、信仰や宗教施設に因んだ名称、それらとの位置・方位関係（東西南北、上下、前後、脇、裏など）を付した名称などは皆それです。人々の生活に密着しているとも言えます。そうした小字名を聞けば、大方どんな所なのかを推測することが可能です。

（ア） まず興味を引かれたのは、二反田・三反町・五反田・六反田・七反田・八反田と、**田の面積を測るときに使う「反」を用いた地名が多い**ことです。「七反田」と「八反田」は、「〇タンダ」ではなく、「シッタダ」「ハッタダ」と読み方が違うのも面白い点です。

その地区の一かたまりの田の面積が八反だったということなのか、或いは一区画の田の面積が二反だったのかとも考えられます。「一反」は約991㎡ですから、七反とか八反は相当の広さになりますので前者、二反とか三反は後者ということもありかなとも考えられます。

（イ） 次に**地形や自然条件を表す言葉**を折り込んだ小字名が多いことに気が付きました。

① 海に関係する言葉を使っている小字名

海に面した大洗らしくこの種の小字名が多いと考えましたが、実際には思ったほどではなく、「磯道」「磯鼻」「磯口」「入船」「船渡」「鮫口」「磐船山」がある程度でした。（「船渡」は涸沼川の渡し船があった地区（勘十郎堀の磯浜側）の名称なので、ちょっと別かもしれません。）

「釜」を使った小字名が、「後釜」「髭釜」「寺釜」「釜口」「七釜戸」とあり、古代にこの地で大きな釜に海水を汲んで熱し、水分を飛ばして塩をつくらっていたので、その「釜」に由来しているものと考えられます。

（「釜」は「鎌」の湾曲部分を言い換えたものでもあり、えぐったような崖地や海辺の急に深い場所、水のたまりやすい場所を指す場合もありますが、これに該当する場所はありませんでした。）

② 地形に関係する語を使っている小字名

\* 「原」…土地が平らで広い所を意味する「原」が入っているのが、「原」「原山」「原前」「前原」「松原」「小松原」です。典型的なのが今は大洗ゴルフ場になっている「原」です。

「大洗歴史散歩」を見ると、「標高25mくらいあり、広々とした原野が開け、太平洋を見渡せたという景勝地で、春は摘草、秋は虫の鳴き声とキノコ狩と、人々が楽しんだのだ」という記事がありました。

また、第9代水戸藩主・徳川斉昭がこの地（子の日が原）の風光を好み、詠んだ歌を刻んだ石碑が設置されてあります。「こどもの城」の手前・大洗ゴルフ場への入口に大洗町が設置した説明版がありました。

\* 「台」…「台」を使った小字名は「小苗沢台」と「清水沢台」があります。

「台」は漢和辞典には「高くて平らな土地」とあり、逆に、低い土地を意味するのが「窪」で、これが入っているのが「沼畑窪」でした。

「窪」は如何にも低い土地で水はけのよくないところという悪い印象をもたれるので、言い換えたのが「久保」で、これを使っているのが「矢場久保」と「見附久保」です。

\* 「狭間」…「狭間」「吹上狭間」「宮田狭間」があります。「狭間」は漢和辞典によれば「物と物との間の狭いところ」「谷間」の意味です。同じ意味の「谷」を使っている「地藏谷」という小字名もありました。

\*「坏」…漢和辞典を引いても「坏（あくつ）」は載っていません。この字は「土」と「下」を組み合わせた和製の会意文字で、台地下の川沿いの低地を意味するとあります。「埒（はなわ）」は逆に「高い土地」ということです。

「坏」という字は大洗町都市計画図によれば、祝町地区にあるので、おそらく「坏川端」「坏四番流」「後坏」「前坏」「向坏」も、「坏」を中心に前・後・向などという関係で存在したのだろうと推測しています。

③ 3番目の注目点は、**植物の名前を使った小字名**も多いことでした。

\*「松」…「壺本松」「五本松」「松原」「小松原」「松台堂」と「松」を使った字名が多いのは、いかにも「白砂青松の地」大洗らしいことだと納得しました。地図で見ると「松台堂」は大洗駅の道路向かい側の墓地の東側辺りですから高台で、その松林に「堂」（大きな建物）があったということから、このような小字名になったのかなと考えてみました。

\*その他…「榎下」「二葉町」「椿山」「茶の木」「桜下」「五柳」などがあり、「芳際」は「葦」の誤字か当て字と考えられるので、ここに入れてもいいかと思いました。

④ 4番目の注目点は**「宗教」「信仰」に関する語を用いている小字名**も結構多いことでした。

「稲荷山」「恵妙院脇」「大洗境下」「大洗境外」「権現堂」「山王」「神宮後」「諏訪」「諏訪脇」「地蔵谷」「天神下」「道祖神脇」「東明寺」がありました。「諏訪」は「諏訪神社」が、「天神」は菅原道真を祭った神社、「道祖神」は病気や害悪の侵入を防ぐために村境に祀られたもの、「稲荷」は稲荷神社、等々いずれも信仰に関する語です。

その他に、「尼の面」「坊主畑」「堂面」「堂林」「中堂下」「本堂」「本堂下」「天堂」「寺家上」なども、「尼」「坊主」「堂」「寺」といった宗教関係の語が使われています。

「行人塚」「日下ヶ塚」「塚本」に共通する「塚」は、「土地を盛り上げた墓」とか単に「盛土・丘」という意味をもつ語です。「日下ヶ塚」と「行人塚」は古墳であったことが分かっており、特に「日下ヶ塚」は考古学の世界では有名な前方後円墳とのことです。

⑤ カタカナ名の小字

「オソウチ」「オンズイ」「カキ面」「ダンプ」「コノマリ」「サイカチト」「ドンドン山」「永ホック」「ビンチウ」「マバタ」はいずれもカタカナ表記されて

いて、漢字ではないので、意味をくみ取れません。

これらのうち「マバタ」は、町営墓地の手前に出来た災害時避難広場の道路際に「真端の橋」碑がありますので、この辺りを「マバタ（真端）」と言ったのではないかと推察できました。

「サイカチト」はネットで調べると、他所の地域にも例があるようで、「槐（さいかち）」というマメ科の木を指しているようです。バイパス沿いの蕎麦屋さんの辺りのようで、おそらく大きな槐の木があったのがその名の由来かと思います。

「ドンドン山」は願入寺の近くなので、お寺が時を知らせる太鼓の音をドンドンと鳴らしたからかとか、「オンズイ」は「音水」と書き、川の流れの音が聞こえる場所かなとか、いろいろ想像をめぐらすのは楽しいことですが、その他はそもそもどんな漢字をあてはめたらいいのかまったく見当が付きませんでした。

## 18. 大洗神社

### (1) 常陸国28社

浜鴻録の「神社」の項の筆頭は「大洗神社」について、坪数、祭神、社格、創立年月、祭日、氏子、末社、宮司を記載しています。その説明文章中に「常陸国ニ廿八社ト云アリ 其上ニ大七座ト云アリテ 大洗神社ハ其一ナリ」とあります。

この「大七座」とは、「延喜式」神明帳に「明神大社」として載せられてある「鹿島神宮（常陸国一宮）」・「大洗磯前薬師菩薩明神社」・「静神社（常陸国二宮・那珂市）」・「筑波山神社」・「吉田神社（常陸国三宮・水戸市）」・「酒烈磯前薬師菩薩神社（ひたちなか市）」・「稲田神社（笠間市）」の7社を指していると思われます。

「廿八社」は延喜式神名帳に載せられてある明神「大社」と「小社」のことで、上に記載した7座と、次に記した「小社」21座のことです。

大国玉神社（桜川市）、楯縫神社（美浦村）、阿禰神社（阿見町）、長幡部神社（常陸太田市）、薩都神社（常陸太田市）、天之志良波神社（常陸太田市）、天速玉姫命神社（日立市）、稲村神社（常陸太田市）、立野神社（水戸市）、筑波山神社（つくば市）、大井神社（水戸市）、青山神社（城里町）、阿波山上神社（城里町）、藤内神社（水戸市）、石船神社（城里町）、佐志能神社（笠間市）、鴨大神御子神玉神社（桜川市）、夷針神社（茨城町）、羽梨山神社（笠間市）、主石神社（鉾田市）、佐波波地祇神社（北茨城市）

## (2) 大日本国誌常陸国編

「大日本国誌」常陸国編に「大洗磯前神社」は次のように記載されていました。

『東茨城郡磯浜村字大洗ニ在リ 坪数壹萬三千八百三拾六坪 大巳貴命少彦名命ヲ祭ル 祭日九月九日

齊衡(註1)三年{丙子}十二月{戊戌} 郡民夜海上ヲ望ミ 光輝ノ水ヲ照シ 天ニ徹スルヲ見ル 明日ニ怪石ノ水次ニ在ルアリ 高各尺人造ノ得ルトコロニ非ラズ 後一日貳拾余ノ小石其左右ニアリ 陪従スルモノト如シ

時ニ神アリ人ニ憑ク 曰ク 我ハ大巳貴命少彦名命ナリ 昔シ此国ヲ造リ訖リ(註2) 去テ東海ニ往キ 今復タ(註3)濟民ノタメ更ニ来帰スト 郡民之ヲ異シ 即チ大洗酒列ノ兩處ニ祀リ 其状奉上ス

天安元年(註4){丁丑}八月{七日辛未}官社ニ列ス 十月{巳卯}神號ヲ奉シ薬師菩薩名神ト称ス {文徳実録} 延喜ノ時(註5) 名神大社タリ

社傳ニ云 往時祠宇宏壯撰社數十祠 田千石ヲ下ラザリシガ 永祿(註6)中小田氏治ノ乱兵燹ニ罹リ 後チ祠宇狭小 僅ニ歳典ヲ存スルノミト

元祿(註7)中徳川光圀地ヲ相シ 新ニ山上ニ祠殿ヲ營ム {旧社地ハ山下ニ在リ} 享保(註8)十五年{庚戌}八月更ニ祠宇ヲ経営ス {毎年十二月晦日ヨリ一月七日ニ至ルマテ 近傍寺院ノ鳴鐘ヲ止メ 神饌ヲ供ス}

社田モト六石八斗七升貳合

明治(註9)六年{癸酉}一月{二十日}郷社ニ列シ 七年{甲戌}九月{廿五日}県社ニ上リ 同十八年{乙酉}四月{廿五日}更ニ進ミ国幣中社ト定メラル

詣者少カラス 社地高潤喬松老杉森立シ 皆二三百年物ナリ 深緑海ニ映ジ 船舶ノ目標タリ 東方大洋ヲ觀望シ 一目際ナク 右ハ銚子港岬ヲ眺ミ 左ハ大津地方ノ諸山ヲ望ム 社ノ左傍半腹ヨリ冷泉湧出シ 滾々(註10)トシテ盡ス 最モ清澄甘味ヲ含ム 眼病ニ靈驗アリ 来リ洗フモノ群ヲナス』

註1：齊衡元年は854年11月30日に始まり、857年齊衡四年2月21日で終わる。

註2：「訖リ」は「おわり」と読みます。

註3：「復」は「また」と読みます。

註4：「天安元年」は857年で、齊衡4年2月21日からはじまり、天安3年は859年で4月15日に終わる。

註5：「延喜元年」は901年で、昌泰4年7月15日に始まり、延喜23年は

923年閏4月に終わる。

註6：永禄元年は1558年弘治4年2月28日に始まり、1570年・永禄13年4月23日に終わる)

註7：元禄元年は1688年・貞享5年の9月3日に始まり、1704年・元禄17年3月13日に終わる。

註8：享保元年は1716年・正徳6年6月22日に始まり、1736年・享保21年4月28日に終わる。

註9：明治元年は1868年・慶応4年・戊辰の9月8日に始まり、1912年・明治45年7月3日に終わる。

註10：「滾々」は「こんこん」と読みます。

引用した「大日本国誌常陸国編」の最後の部分にある「冷泉」については、「大洗歴史漫歩」に、「磯浜八景」の一つである「鬼洗濯の暮雪」の説明の中で、大洗神社の御手洗は、昔は豊富な水量があり、元禄年間には磯浜全町に水道として引いたほどで、明治期までは「琴弾の滝」となって海に落ちていたこと、この水で目を洗うと、眼病が直ちに癒ゆると昔から言い伝えられてきたこと、が述べられています。

また、「大洗町史」にも、昭和27年にゴルフ場（今の大洗ゴルフ倶楽部）建設に対し一般町民も漁民も反対しましたが、その反対理由の一つとして、「大洗磯前神社宮下地区の飲料水が出なくなること」があったと記載されています。これも「冷泉」の話ではないかと思われます。

## 19. 願入寺

浜鴻録の「寺院」の項に願入寺については、所在、坪数、宗派、寺格、開基などが記載されています。また、親鸞嫡流の寺が衰微するのが忍び得ないとして、水戸藩2代藩主光圀公が、堂宇を建造するとともに、寺領300石を寄進したことを証する文書があることを紹介しています。

「大日本国誌」常陸国編には、大洗磯前神社とともに、「願入寺」についても次のように記載されていました。

『東茨城郡磯浜村字磐船ニ在リ 境内式千三百七拾六坪 真宗 寺伝ニ云フ

正応二年 {己丑} (註1) 七月 宗社親鸞嫡孫本願寺二世如信 陸奥国白川郡高貴郷大網村ニ堂宇ヲ建シ住ス 正安二年 {庚寅} (註2) 正月 {四日} 常陸国久慈郡金澤村ニ遷化シ 其地ニ葬ル 爾来子孫?葉同村ニ住ス



文安（註3）中第八世如慶国乱（蓋佐竹實定義俊ヲ逐フノ時）ヲ避ケ那珂郡大根田村ニ遷ル 第十世如了同郡久米村ニ寺院ヲ営ム 天正中（註4）第十二世如正佐竹氏ヨリ玄米三拾俵ヲ給与ス

延宝三年（註5）{乙卯} 第十五世如高茨城郡宮田村 {即チ本村} ニ寺宇ヲ造リ移リ住ム 即チ願入寺是ナリト

如高女アリ 鶴姫ト称ス 徳川光圀ノ養女タリ 光圀又本願寺琢如ノ五子瑛兼ヲ養ヒ 城中ニ於テ婚ヲ為サシメ 寺田三百石及修繕料三拾八石七斗八升余ヲ寄附シ 毎歳貳百金ヲ経費ニ資ス 大納（約?）除租ノ地貳拾町七反八畝廿九歩ヲ有ス {古文書} 世々徳川氏ト姻アリ

元治元年 {甲子}（註6）国難ニ当リ 堂宇兵燹ニ罹リ悉ク焼失ス 明治元年 {戊辰}（註7）久米村ノ旧地ニ移ル 此時寺領貳百石ニ減ジ 金三百兩ヲ賜フ 同九年（註8）復タ今ノ地ニ帰住ス 現今堂宇修繕中タリ』

註1：正応2年は1289年。

註2：正安2年は1300年で、庚寅であり、庚子ではありません。

註3：文安元年は1444年2月5日に始まり、文安六年1449年7月28日まで。

註4：天正元年は1573年7月28日に始まり、1592年・天正20年12月8日で終わる。

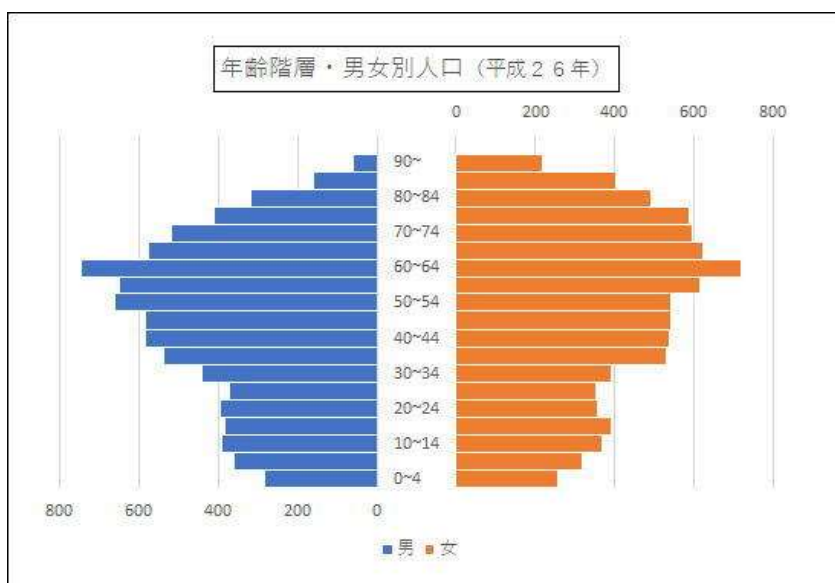
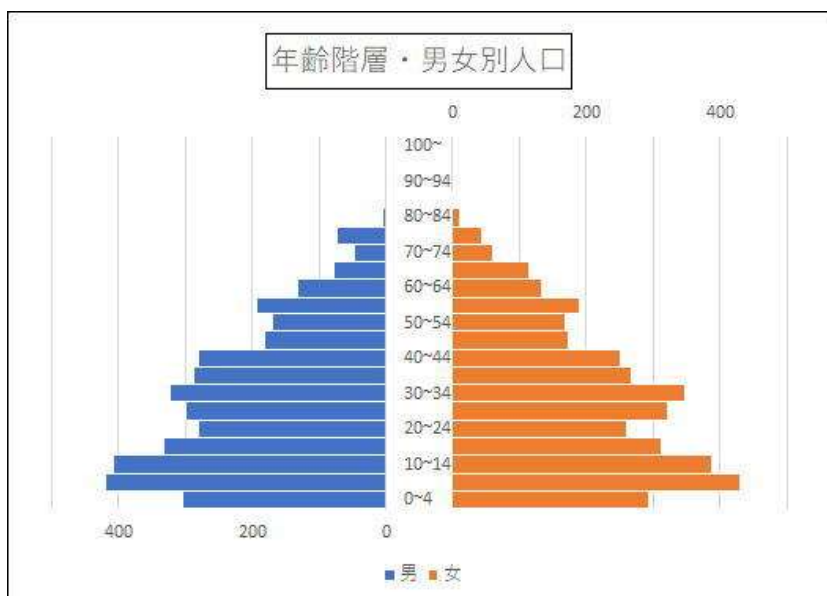
註5：延宝3年は1675年である。

註6：元治元年は1864年2月2日から。元治2年4月7日で終わり、慶応元年となる。

註7：明治元年は1868年9月8日から。

註8：明治9年は1876年、丙子。

## 20. 人口



ちょっとグラフの配置が拙いのですが、上の2枚の図をご覧ください。上の図は浜鴻録の「人口」の項に記載されている明治19年の数値、下の図は平成26年1月1日住民基本台帳人口の数値を、5歳刻みの年齢階層別グラフにしたものです。

グラフの縦軸の数値が人口数を表していますが、上の図の縦軸は100人単位、下の図は200人単位ですから、グラフでは同じ長さに見えますが、実際に表している人口数は2倍になっています。総人口の実数値は、明治19年が7,605人、平成26年

が17,295人です。

次に、ざっと形を見ますと、上の図では年齢が若い階層の人口が大きく、逆に下の図では年齢が多い階層の人口が多く、まったく反転しています。上はピラミッド型、下は壺型と言われる形です。人口高齢化が進んだことがハッキリとみてとれます。もう何年かすれば「逆ピラミッド型」になりそうです。

明治19年の最長年令は85～89歳に5名(男3人、女2人)ですが、平成26年の85～89歳人口は568人(男162人、女406人)で、さらに90以上人口が280人(男61人、女219人)います。同様に高齢化の進行を示しており、なかでも女性の高齢化が著しいことが分かります。

## 2.1. 戸籍法

「浜鴻録」の大方は、磯浜村の地誌に関する記事ですが、終盤には「戸籍法」、「大洗神社境内」、「町名改正の理由」といった、古渡理平自身が戸長として関与した案件についての記事が載せてあります。

「戸籍法」についても独立の項目を立てて、「改正戸籍法ヲ 嚴重履行セントスレハ 其手續ニ困難シ 其漁夫ノ欠亡ヲ告ンハ目前 廃業ノ街ニモ立至ランカト 頗ル苦慮焦心」とあり、磯浜村の存亡にもかかわる問題と捉え、村の戸長として大いに苦慮したことが記述されてあります。

### (1) 何が問題だったのか？

明治4年に施行された戸籍法によって、全国的に統一した戸籍が作成されるようになりましたが、漁夫の出入りが多い磯浜村では困った状況になり、苦慮の様子が描かれています。

というのは、本籍地から他村へ移住する場合、或いは、本籍地を離れて長期の旅行をする場合とか他所に働きに行く場合について、それぞれ一定の手続きが定められたのですが、それらの手続きが他所から磯浜に働きに来る漁夫たちにとっては難問でした。

浜鴻録の「民業」の項の「雑項」に、「本村ハ漁業専務ノ地方ニシテ 多漁ナルトキハ 竈数ヲ増ス 不漁ニ際セバ竈数ヲ減ズ 今不漁ニシテ大ニ減少セリ 該竈数ノ増減ハ 予定シ難シ雖モ四百戸ナラン」とあります。

しかし、この手続きがなされないままだと、「逃亡」犯として処罰の対象となります

ので、漁夫の移入にブレーキがかかり、ひいては必要な数の漁夫が集められなくなって、漁業が大打撃を受け、磯浜村の存亡にもかかわることになってしまう恐れがあったのです。

以下にその背景を詳しく解説したいと思います。

## (2) 明治以前の戸籍制度

まず「戸籍」という制度についてですが、日本の古代にも戸籍の制度がありました。日本で最初の体系的な戸籍制度は、670年(天智天皇の御代)に整備された「庚午年籍(こうごねんじゃく)」です。この年が干支で「庚午」(こうご・かのえうま)でしたので、「庚午の年に作られた戸籍」という意味です。

律令制国家のもとで、戸を単位とした課役、氏姓の確定、兵士の徴発、さらには班田収授などの基本的台帳として8世紀から9世紀にかけて利用されてきました。

その後、農地の不足や荘園の増大によって律令制度が崩壊過程にあったものの、平安時代初期まではこの戸籍も更新されていましたが、やがて形骸化し自然消滅しました。

その後の鎌倉時代と室町時代にも、領民・領地の管理、租税徴収の必要性はあったはずですから、何らかの方法で領民の管理を行っていたと推測されていますが、それがどういうものであったかを証する史料が残っていません。

戦国時代から織豊時代にかけては、領民に対する夫役(税・兵役・徴用)の賦課のために「人別改帳」が作成されました。

次の江戸時代には、キリシタン禁圧の目的でつくられた寺請制度(仏教徒であることの証明を寺院から請ける制度で、それには必然的に寺院の檀家にならなければならないこととなります。)のもとで、寺院により「宗門改帳」が作成されました。そして、「人別帳」と「宗門改帳」を統合するようなかたちで「宗門人別改帳」が作成されるようになりました。それが、今でいう戸籍や租税台帳の役割を果たしていました。

## (3) 明治4年の戸籍法

明治新政府は、欧米列強に伍して国の独立を守るために、富国強兵路線を選択し、西欧をモデルとした制度や施策を積極的に導入しました。それには、裏付けとなる租税制度や徴兵制度を、江戸時代の藩ごとにバラバラなシステムとは異なった全国的に統一された制度として整備しなければなりませんでした。

それら制度に基礎データを提供する仕組みの一つが戸籍制度です。幕末から維新にかけての激動の時代の中で多く発生した脱藩者などの浮浪人を取締り、治安を確保する目的

もありました。

そんな時代背景のもとに、明治4年に戸籍法が制定され、明治5年までに編製されたのが明治5年式戸籍でした。その年の干支が壬申（じんしん・みずのえさる）だったので、「壬申（じんしん）の戸籍」と呼ばれます。

この戸籍法の要点は、次のようにまとめることができます。

1. この時点の居住地を本籍地とし、戸（世帯）を単位として一定方式によって戸籍を編成すること
2. 数村を組合せて「区」（戸籍区）を設け、戸長・副戸長を置き、戸籍の編製事務を行わせたこと
3. 「戸主」は、戸に属する全員の氏名、年齢、続柄、婚姻・離婚・養子縁組・離縁などの身分関係、職業等についての戸長の調べに応ずること
4. その後の出生、死去、出入等はその都度戸長に届出し、戸長は届出に基づき戸籍を改めること
5. 6年ごとに戸籍の改正を行い、その正確を期すること

#### （4）移住・移動についての規制

##### （ア）江戸時代の規制

江戸時代においては、藩は農民の「逃散」（＝挙家離村とか主要な働き手が逃げ出すこと）を厳しく禁ずるとともに、移住も原則として認めませんでした。藩財政を年貢に依存するシステムの下では、逃散は稲作の担い手の減少＝財政収入の減少ですし、また、逃散の発生は藩政不行届ということで、幕府よりの改易、取り潰しの理由となりましたので、藩にとってはまさに死活問題だったからです。

しかし、商用での他出や伊勢参りなどの遊山は認められましたし、二・三男や女子等余剰人員は、都会での奉公に出されましたので、この場合も藩外への移住が認められていましたが、藩の境界を越えての移動を取り締まるために、藩の境界に関所を設けて、「通行手形（往来手形）」の携帯を厳重にチェックしていました。

##### （イ）戸籍法による移動の規制

明治になって全国の関所が廃止され、「通行手形（往来手形）」も廃止されましたので、明治期には人々の旅と移動は自由になったようにみえます。江戸時代のように、藩外に脱する・逃げることを禁じるという発想ではありませんけれども、人々の移動を把握するための手続きは形を変えてやはり定められたのです。

新たに制定された戸籍法では、他県或いは県内の他区へ戸で移住するときは、現住地の戸長に届出→戸長・副戸長が押印した届出書を持参して県庁の戸籍掛に出頭→届出があったことを証する文書（送籍状）を交付→新住所地の戸長に届け出→戸長が戸籍簿に記載（→戸長から県庁へ届出）、という手続きが必要となりました。

また、用務のため90日以上寄留（本籍地以外の他区に滞在し或いは戸の一部の人が居所を移すこと）する場合には、本籍地の県庁から鑑札の交付を受ける→寄留地の戸長に届出→寄留地の県庁に鑑札を提出→引き替えの鑑札を交付、という手続きが必要でした。そして本籍地に戻る（帰る）時は、元の鑑札と引き替えてもらい、本籍地の県庁に鑑札を返却しなければなりませんでした。

（「鑑札」は明治4年7月22日に不要とされました（太政官布告第三六五号）が、それ以降も県レベルでは戸長への届け出義務と往来手形に類似した書類の発給が続いたようです。）

浜鴻録の「戸籍法」の項に、「御一新之際明治四年四月全国ニ御布達アリ」とあるのは戸籍法制定を指しており、「毎戸ニ付調整落成シタルモノハ明治五年五月ナリキ」とあるのは同法に基づく戸籍を作成するのに翌年5月までかかったとことを表しています。

また、（戸籍法制定と）「同時ニ逃亡律ヲ御施行アルアリテ」とあるのは、明治3年（1870）に発布された「新律綱領」（「律」はごく簡略に言えば今の「刑法」に相当する古代の法典の名称です。）のことです。

その中の「戸婚律」に「逃亡」として、「本籍ヲ脱シテ逃亡スル者ハ杖八十」とあり、さらに「奴婢逃亡」として「奴婢及ビ雇人逃亡スル者ハ笞三十」とあることを言っているのかと思われます。

磯浜に他の区から出稼ぎ・季節働きで漁夫となろうとする者は、上記のように送籍状又は寄留届書（鑑札が廃止された後、茨城県でこれに替るものとして発給されたもの）を持参しなければなりませんので、上記のような手続きを怠れば「逃亡」と見做され、警察官に召喚され、逃亡律によって処罰されることになる訳です。

「逃亡律ニ照シ重禁錮ニ処セラル」とありますが、「重禁錮」という刑が設けられたのは、明治13年に制定公布された刑法（「旧刑法」）です。しかし、同法には「逃亡」罪はありません。（ですからこの記述は変なのですが、明治4年から13年の間に「逃亡律」に重禁錮という刑罰が設けられたのかもしれませんが、確認できていません。）

「回顧スレバ明治九年ノ変ナリ」とあるのは、警察の取締りが厳格になったのか、或

いはより厳しくする制度改正があったのか、何を意味しているのか分かりません。いずれにしても戸籍法や逃亡律の厳格運用は、手続きが煩雑である上に、漁夫たちには苦手だったので、行政の責任者としては「廃業ノ街」になってしまうのではないかとすこぶる「苦慮焦心」したとあります。

「警察官ニ理由ヲ陳述シ且実施ノ方法ヲ上申」とあるのは、おそらく同じ漁業の街である湊村と平磯村とも連携して、法運用を加減してもらおうよう働きかけていたのでしょう。しかし、それが認められず困っていたところ、「明治十一年逃亡律廃止セラレテ」やれやれと胸をなでおろしたようです。

(しかし、浜鴻録にあるように、明治11年に廃止されたのかどうか、何という法令によってなのかは、今のところ確認できていません。)

## 2.2. 大洗神社境内地と地租改正

明治7年8月、新治県の官吏2名（小松崎、山崎）が大洗神社境内を測量して、神社の山林・原野のほとんどを境内から外して「境外」としたとあります。この点について補足の説明を致します。

### (1) 新治県の管轄下にあった磯浜村

一つは、「新治県」の問題です。明治維新後にできた新政府は、明治元年（1868年）、徳川幕府の直轄地のうち城代・京都所司代・奉行の支配地を「府」、その他の天領、旗本領を「県」とし、それぞれに「知府事」と「知県事」（「県知事」ではありません）を置き、藩は従来通り大名が支配することにしました。「府」「県」「藩」の3組織形態での統治制度、すなわち「府県藩三治の制」です。

この時には、新政府の直轄地とされた茨城県内の旧幕府領・旗本領を所管するために、「常陸県」が設けられ（一部は「下総県」に所属）、旧・常陸の国の民政を担当しました。

続いて明治2年（1869年）、藩主からの版籍奉還（「版」図＝領地、戸「籍」＝領民）がありました。これにより、大名諸侯は領主権を失い、大名でなくなりましたが、「藩」制度は引き続き存続させ、藩主はそのまま「知藩事」に任命されました。

また、この年には、常陸知県事の管轄地が「若森県」（下総知県事の管轄地は葛飾県）になりました。磯浜村はこの時に若森県に属することになりました。

そして、明治4年（1871）、「廃藩置県の詔」が発せられ、藩を廃止して県を設置しましたが、藩はそのまま県としましたので、県の数が多すぎたため統廃合が行われま

した。現在の茨城県域では、水戸県、笠間県、下館県、下妻県等が廃止されて今の県央、県西、県北地域が「茨城県」となり、また、土浦県・石岡県・麻生県・牛久県・竜ヶ崎県・志筑県等が廃止されて、今の県南部が今の千葉県の一部と併せて「新治県」となりました。明治4年には、磯浜村はその当時は鹿島郡に属していましたので、新治県の管轄となりました。

明治8年（1875）5月に、新治県が廃止となり、旧新治領域の新治・筑波・信太・行方・鹿島・河内の6郡が茨城県に移されました。

以上のように、「磯浜」村は、明治2年若森県に属し、次いで明治4年「新治県」の管轄となり、さらに明治8年に茨城県管轄となりました。

従って、明治7年には新治県に属しており、その官吏が測量に来たというわけです。

## （2）社寺領の土地

二つ目は、「社寺領上知」という問題です。神社や寺院の土地（寺社領）の内、境内地以外の土地を官有地に編入するという命令が出されたのです。

寺社が支配していた土地、いわゆる寺社領は、「境内」と呼ばれる土地すなわち境内地と、境内地以外の領地に大別されます。このうち境内地は、堂宇・社殿などの建物が建ち並ぶ土地及び祭典や法要に用いる広場で構成される「境内主城」（狭義の境内地）と、境内主城に連続する宅地・耕作地・山林などからなる「境内付属地」とに分けられます。

「境内地以外の領地」とは、境内地から離れた場所に位置する領地のことで、大名などから寄進を受けた田畑・山林等で祭祀とは直接関係しない土地です。寄進された田は小作に出し、収穫米を寺社の運営に充当し、山林は堂宇の建築用材としたり、伐木を売り払って運営費に充てるわけです。

明治政府は、明治元年（1868）5月24日に、第418号を通達しました。その内容は、「万石以下之領地並寺社領共 其国々最寄之府県ニテ支配可致事 右之通被仰出候間 末々迄不洩様相達可申者也」というもので、これによって、寺社領は当該土地が存在する府県が支配することとしたものです。

しかし、当時の府・県は出来立てでまだ十分に機能しておらず、実際には江戸時代と同様に各社寺が支配していたようです。

そして、明治4年（1871）1月5日第4号通達によって、「各版籍奉還之末 社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相当ノ事ニ付 今度社寺領現在ノ境内ヲ除ノ外一般上知被仰付」となり、社寺領のうち、現在の境内を除いてそれ以外の土地が上地される



ことになりました。版籍奉還で大名たちでさえ領地をすべて返上したのに、寺社だけが旧来のままに土地人民を私有するのは「不相当」なので、「上地」を命じられたのです。召上げられたというわけです。

実務を担当した府藩県では「現在ノ境内」とそれ以外の土地とを区別する必要がありましたが、その判定基準が明確でなかったことから、現場では混乱が生じていました。

そこで、境内・外区別の基準が同年5月に示され、寺院境内を「従前ノ坪数反別ニ不拘相当ノ見込ヲ以テ」区別し、これ以外の田畑・山林と墓地を除く荒地が上地の対象になるとされました。

浜鴻録の「大洗神社境内」の項に、「新治県中属小松崎正家、山崎峻（少属）地租改正係主任者トナリ 大洗神社境内測量アリテ」とあり、境内の山林や空閑地がほとんどすべて境外と判定されて、「大ニ苦慮心痛セリ」とあります。

「大ニ苦慮心痛セリ」といいますのは、漁師にとって大洗神社の境内山林は、漁場をきめる場合の判断基準（「あの木とこちらの森の端を45度の角度で見る場所」といった具合に、目途とするわけです。）になっていました。

「方言」の項に、漁夫たちの里謡として、「ワキ難キ漁ルヲノコ語リアフ 海ノ所ヲ認ムル山ノ名」が載せられ、その説明（「説」）として、「海上ノ目所（めど）トスルハ、山ニシテ、何方（いづかた）ナリトモ宮近ノ山ヲ以テス」とありますが、まさに上記のことを指していると思われます。

また、荒天に襲われて見通しが悪くなった場合に、大洗神社の境内の一定の箇所では火を焚くと、火と立ち上がる煙が目途となって帰港する方向をとることができ、「波ヲ凌テ センガミノ火ニ助命セラルル在リ 社林之漁夫ヲ救フ一歳ノ中ニ数アリ」とあるように、それによって毎年多くの漁夫の命が救われていました。

ですから境外になってしまうと伐採されて、林相が変わってしまい、漁の時や荒天時の際の目途とならなくなり、遭難の危険が高くなってしまふ、そういう深刻な問題だったのです。

「ふるさと文庫」（筑波書林）の一冊に「磯節のはなし 下」があり、そこに「磯節の歌詞について」（大久保景明）という論考が載っています。「山で赤いのは躑躅に椿 咲いてからまる藤の花」が紹介されており、「大洗山は古くから楡型山と呼ばれ、大洗磯前神社の神苑の常盤木は空高く延び、山は小さいながらも、…漁師はこの森を目標として漁をし、絶大なる信仰をかたむけ、愛敬の念の止むときがありませんでした」「明治7年この楡形山の樹木伐採の議が県で興った時に、地元漁民から目標を失ずるとして大

反対があり、何回も陳情して原形を保つことを得ました」と書かれています。

「上知」説明の方が先走ってしまいましたが、そもそもの発端は「地租」改正にあったと言えます。

江戸時代の「年貢」とは、農民に対して、土地からの収穫物（米）を課税標準として課税し、米という現物で納めさせる租税でした。町人に対しては課かかっていません。

「地租」改正は、これを改め、土地所有者に対して、地価を課税標準としてその一定割合で賦課し、金銭で納めさせるという方式に変えるものでした。

このような地租を厳格に運用するには、その前提として住民を漏れなく把握して戸籍に載せ、すべての土地を測量して地価を決める必要がありました。そのために、戸籍法の施行であり、全国的な検地と収穫量の査定が必要でした。

また、地租賦課の公平性と地租収入の増加のために、従来からの寺社地についての免税措置を境内地に縮減する措置が採られたのです。

浜鴻録に「地租改正係」のほかに、「戸籍係」「社寺係」の担当者が登場する背景にはこのような事情があったのです。

この段階で全国的にも問題となったことは、上知処分が各府藩県に任されたため、現境内地の線引きを巡って各府藩県（各地域）で違いがあったことです。特に、現境内地を厳格に解釈した地域では、本堂と庫裡以外は現境内と認めず、仮に他の宗教施設があったとしても上知処分を行った地域もあったようです。新治県もそれに近かったのかもしれない。

新治県権令中山信安に対し「乍恐以書附奉懇願」するなど、磯浜村が懸命に陳情した結果、「従来ノ神林三分の二境内ニ混入セリ」「境外山林ハ禁伐林ニ編入セラレタリ」という好結果を得ました。県の裁量でこのような修正も可能だったということです。

### 23. 町名改正

「浜鴻録」に、旧磯浜村の中心部の地名改正の経緯が記されています。小字名にある「旭町」「桂町」「寿町」「緑町」「砂町」のことで、まず「旭町」と「桂町」と「寿町」については、「日・月・星」になぞらえて、「旭町」は日の出の地方であることから、「桂町」は月を中国では「桂輪」と呼ぶことから、「寿町」は一番南に位置しており、「南極星」の中国名称が「寿星」であることから、それぞれ付けたと説明されています。

また、「緑町」は大洗神社境内の松の緑樹に連続していることから、「砂町」は砂浜の地であることから、それぞれ名付けたとあります。

町の循環バスのバス停に「明神町」「仲町」「髭釜」とあるように、現在では、改正前の「明神町」「一丁目」「二丁目」「仲町」「金沢町」「通町」「永町」「髭釜」がもっぱら使われていて、「旭町」などについて知っているかどうか尋ねたところ、ほとんどの人は知らないと答えました。あまりにも理屈っぽすぎてなじめなかったのでしょうか？